

1. 議事日程

〔平成24年第1回安芸高田市議会3月定例会第6日目〕

平成24年 2月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4番 大 下 正 幸

4. 会議録署名議員

16番 入 本 和 男 17番 今 村 義 照

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企画振興部長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治	教 育 次 長	沖 野 和 明
消 防 長	光 下 正 則	会 計 管 理 者	森 川 薫
八千代支所長	藤 本 宏 良	美 土 里 支 所 長	小 笠 原 義 和
高 宮 支 所 長	藤 井 静 雄	甲 田 支 所 長	益 田 茂 樹 彦
向 原 支 所 長	岡 崎 賢 志	総 務 課 長	杉 安 明

行政経営課長 西岡保典 政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	立田昭男	事務局 次長	外輪勇三
主 査	森岡雅昭	専 門 員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 藤井議長 それでは、定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において16番
入本和男君及び17番 今村義照君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。質問方式は一問一答方式とし、  
1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問  
に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお一つの質問を終え、次  
の質問に移る場合は「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわか  
るようにお願いをいたします  
それでは質問の通告がありますので順次、発言を許します。

- 12番 秋田雅朝君。  
○秋田議員 おはようございます。  
12番、政友会、秋田でございます。本日のトップバッターを務めさせ  
ていただきます。大変緊張いたしておりますが、スピーディーな進行を  
心がけるつもりでございます。よろしく願いいたします。  
さて、私の質問は、TPP交渉参加に向けた協議が始まり、参加に至  
れば壊滅的な打撃を受けることが懸念される農業について、持続可能ま  
た活力ある地域農業を目指した農業振興という観点から、通告書に基づ  
き、3項目について質問をさせていただきます。

まず、新規就農対策についてでございます。全国的に農業の担い手不  
足、特に若い世代の担い手不足が課題になっている現状の中で、本市も  
例外ではなく、基幹的農業従事者は微増はしているものの、農家人口、  
販売農家は減少いたしており、就農者の増加対策は、今後、地域農業活  
性化に向けて重要施策と考えられ、幅広い世代の新規就農支援対策が必  
要と思えます。

本市においては、担い手の育成、確保を目的に農業後継者育成支援事  
業にJA広島北部と連携して、いち早く取り組まれ、施政方針でも述べ  
られているように、平成24年度も5名の対象者のもと事業の継続を予定  
されています。

また、国では新規就農対策として、原則45歳未満で就農する人の青年  
就農給付金制度を24年度予算に盛り込み、就農前後の支援対策に取り組

むこととしています。本市の事業と国の事業との連動した活用も大切だと思うのですが、幅広い世代の就農対策が最重要課題ではという観点から、市長の基本的な考え方について、まず伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。新規就農者対策についての御質問でございます。

市と広島北部農協とで基金を造成いたし、平成23年度より安芸高田市農業後継者育成支援事業を実施しているところであります。管内の高校を卒業後、また市内に住所があり、広島県立農業技術大学校で農業の基礎知識習得を希望する28歳以下の方に対し、大学校在学中の学費支援と、卒業後もJAの特別契約職員として実務研修を支援する内容であります。

現在、対象者1名が在学中であります。この4月から入学希望者が5名となっており、近日中に面接を行う予定としております。計画では毎年3名程度としておりましたが、このように希望者がふえることは、市といたしましても大変喜ばしいことと認識を新たにしております。

次に、国の新規就農対策でございますが、平成24年度新規事業として「新規就農総合支援事業」が創設される運びとなっております。詳しくは、今後示される要綱等により事業推進をしてみたいと思っておりますが、本市の場合、基金事業により先行して事業実施した形となっております。内容等を勘案しながら、国の事業を有効に活用してみたいと思っております。

議員御指摘のように、この事業につきましては、安芸高田市とJAが先行して実施をしてみたいと思っておりますが、今回の国の事業に対しても目的・方向性は同じでございますので、この事業を幅広く充実させていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 市の事業、国の事業を通じて、その充実を図り、幅広い支援をしていくという答弁だったように思います。それで、今回、私が質問させていただきました、幅広い世代の就農対策が必要ではないかということをお願いさせていただきましたのは、ちょっと資料的な話をさせていただくのですが、2010年の農林業センサスによると、本市の基幹的農業従事者数は2,680人で、そのうち65歳未満は547人で、約20%でございます。農業就業者の平均年齢は、広島県の70.5歳に対し、本市は71.5歳。周知のことだと思っております。県内第3位という高齢化が進んでいる現状でございます。

要するに、将来にわたり持続可能な地域農業の展開には、私は65歳未満の就農者支援が今後さらに必要と考えております。とはいえ、農林業

センサスで、本市の水田率87.4%を担っているのは集落型農業生産法人など幾つかの農業経営体もふくまれており、一概に年齢層だけの判断には不確定な部分があるとは思いますが、65歳未満の就農者増はやはり大切だと考えます。

先ほど御説明いただきました、本市の農業施策としての農業基本後継者育成支援事業では28歳以下の支援であり、国が予定しているのは45歳未満の就農者に対する支援というふうになっていると思います。私がさっき数字も挙げて申させていただきました65歳未満45歳以上の間の支援というのが、今、施策的にないと思いますし、先ほどの就業者の構成比なんかでいったときの、要するに65歳未満が20%しかいないという状況の中で、そこの部分を引き上げていくのに何か支援策が要るんじゃないかということで、今回質問をさせていただいております。

それで、本市では、就農塾ですか。これ平成18年からだったと思うんですが、実施されておったり、また、過去の話になるんですが、18年度に施策事業として定年退職者、Uターン等、就農者掘り起こし事業等、単市の補助事業として取り組んでこられた経緯もあります。これらの部分が、結局私がいま申させていただいております65歳未満の就農支援に該当するのかなという思いもございしますが、何度も繰り返しますが、その45歳から65歳の何か支援対策を考えていき、ある意味施策の創設であったり、その充実が必要ではないかという思いがしておりますが、そこらあたりの市長さんの見解を再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 2番目の質問の、就農者の高齢化対策と解釈してもよろしいでしょうか。これはまた別ですか。

このたび安芸高田市のJAとの就農対策、大学校を利用することにつきましては、今現在やっておるわけでございます。それから、このたびの国の支援があります。さらに先ほど申しましたように、今要綱を読みながら、充実した形に持っていきたいと思っております。その中で今議員さんがおっしゃるように、うちは28歳からとしてるんですけど、それ以上の45歳とかそういうところが読めるところがあれば積極的に取り組んでいきたいと。それから、現在、既に就農されておる方がおりますので、そういう方もちょっと広く該当するのであれば検討してまいりたいと思っております。具体的な施策につきましては、これからいろんなTPPとか、国の施策も変わってきますので、そういう中でまた総合的に考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 この件につきまして、先日、24年度より展開を図られようとしておられる未来創造支援事業の中で、本市の方向性として就農支援等による農業の再構築、事業概要として農業後継者の育成支援事業が挙げられておる

わけですが、安芸高田市未来創造計画の中では就農支援等による就農者の目標設定をされており、その中に就農塾、修了生について農業への就農を円滑に行うための仕組みを構築されると掲げておられます。目標設定人数が55人から70人とかかなり多くの数が設定されておりますし、この対策というか施策が、私が思っておるのは45歳以上の就農に当たる施策として考えていいのかどうかということが1点と、それからお隣の島根県で、就農者の平均年齢が島根県も71.1歳と高齢化しているんですが、後継者不足という本市同様の課題がある中で、島根県の本年度予算に新規就農給付対策事業というので45歳から64歳の新規就農者に就農支援金制度を導入し、国の45歳までの制度を補完したような形の担い手づくりへ向けての取り組みを予定されているというふうに報道がございました。広島県ではこういった制度は恐らく考えられないと思うのですが、ある意味、先ほど過去においても単独事業でそういったUターンの掘り起こしとかやった事業を考えたときに、そういった制度を県に提案をするか、県がもしやらないなら、とりわけ未来創造事業というのはそういう意味があるかもわからないんですが、提案するか、また本市単独でそういう施策を考えてふやしていくのも一つの手ではないかなという思いがしておるんですが、そこらあたり市長さんはどのように思われるか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 未来創造との絡みでございますけど、私は未来創造というのは、神楽を大切にしたい観光振興等も図りながら、いわゆる担い手の確保対策にもなるということで位置づけておるんです。大きな神楽を魅力で安芸高田市に住んでもらうと。それで、農業を就農してもらおうというようなパターンを今想定しているわけでございます。現在もその神楽の魅力で安芸高田市に住んでいる方がたくさんおられますので、そういうことをこういうような農業体験も含めた総合的な見地から考えているのが未来創造です。ほかにもあるかもわかりませんが、後から担当部長のほうから説明しますけど、未来創造はそういうような方向で考えておるつもりでございます。

今後につきましては、課題提出というか、一応今我々安芸高田市としても就農対策を農協との連携でやっておりますけど、かなり他のまちに比べても先進なまちと思ってるんですけど、問題提起をされたわけですから、これからの課題としてしっかり検討して、今の45歳から65歳までの人につきましては、これからも課題として受けとめ、対策を総合的な課題の中から、また対策を見い出していきたいと思いますので、御理解してもらいたいと思います。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほど、秋田議員からの未来創造事業と今回の農業等の推進、そうい

ったものの定住策、そのかわりについて若干の概略の考え方を少し説明させていただきたいと思います。

今回の未来創造事業につきましては、安芸高田の神楽、毛利元就を中心とした観光施策を前面に出す中において、いろんな観光客等の増をふやしていく。そういった中であって、観光客等の消費額をふやす、そういったねらいを持っています。そういった中であっては当然安芸高田市の特産品、また農産品、そういったものの販売を確実にふやしていく。そういった取り組みの中においては、どうしてもその農業の特産品であったり、農産品の物等における供給体制の充実強化というのは大きな課題があると。そういった中でいろいろ検討をさせていただいておるところでございます。そういった中、安芸高田市で現在取り組んでおります農業者後継者育成支援事業、就農塾、そういったもののさらなる充実というのは必要な制度で、また今やってる施策を着実に展開する中で供給体制の強化等を図ってまいりたいという考え方のものであります。さらには、そういった農産品、特産品等の新たな物の開発とともに、販売戦略をいかに作り上げていくか。そういった中において着実な消費額等の増を伸ばし、全体としての農業をはじめとする市民の活性、市の活性を図る中において定住対策につなげていきたいと。基本的には、現在あるいろんな事業を、いろんな部署との連携を図る中により充実した取り組みを対応していきたいと考えのものでございます。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 未来創造計画、私は農業のほうの観点から少し話を出させていただきましたが、基本的には定住対策だということで、今の答弁、農業から離れた感じも含めて観光がメインでございますので。ただ、ここにも農業のほうの再構築ということで掲げてある限りは、このあたりでその就農塾も含めた支援をしていただき、65歳までの人をいかに、2割の数値をどこまで持ってあげていくかが、また今後の安芸高田市の農業振興につながるということでございますので、そこらあたりをもっと、来年度から具体的に取組まれるので、充実させていただきたいというふうに思います。

それで、今までは人の部分の担い手についての就農対策についてお伺いしたんですが、もう一つとして考えられるのが、経営体としての担い手による新規就農対策も考えられるんじゃないかというふうに私は思います。先ほどと同様、未来創造計画の中にも農業企業参入への推進による就農者の育成ということが掲げてございました。農地の集積を促進し、より強い経営体を目指し、就農者の受け皿としての役割を持たせていくというふうに書いてあったと思います。それで私はこれはいわゆる一般的な企業の農業参入というふうに理解させていただく中で、先般、これも新聞報道でございますが、広島県では企業の農業参入が50社になったと、本年1月末現在で、とありました。今後、農業の担い手確保や地域

活性化を目的に農業参入支援事業を展開し、2020年度までに170社を目標に参入企業を支援するということが記述してございました。農業への企業参入を私もよく理解はしてませんが、やはり企業参入も促進して、県もそういう方向を打ち出していらっしゃるの、就農者増を図ることも私は大切だと考えるのですが、再度、市長さんにお考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。経営面の農業対策についての質問だと思いますけど、これは、ふるさと応援の会では、このあいだ神楽を通して、いわゆる安芸高田市の特産品、農業製品を含めたそういうものを全国的に事業拡大をしていきたいということも一つの経営の選択になると思います。これが今後の神楽の成果でもあると思います。

それから、今後の農業につきましても、ただ現在、TPPなんかでどういものが有利かというのを検討中でございますので、こういうことを踏まえて、この安芸高田市、どういものを農業として特産品にすれば経営が成り立つかということはこれからも検討していきたいと思っておりますけど、まだどういものがいいかということも、県のほうもちゃんとそういうような指針もないんですけど、安芸高田市としてもそういう模索をしながら、いい農産物をつかまえて経営指導なり、農家の方の対策に持っていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。まだ、これといった、大根を植えたらいいか、畜産をやったらいいかというアドバイスをするような情報を得ていません。これからちゃんと大きないろいろな情報を収集する中で、方向性を定めていきたいと思っております。

先般も知事とお話ししたんですけど、僕は海ばかりじゃないよと。あなたはTPP反対ですかって言われたんですけど、そうじゃない、お互い農業という方向性を出していこうという意見は一致してまして、安芸高田市がいい施策を持って来れば、私も乗るよというようなことなので、お互いに、広島県自体、日本自体もそうだと思うんですけど、こういうことをやれば安芸高田市はちゃんと農業が経営的に安定してくるということをこれから見出していこうと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。問題提起、今からはじまったばかりなので、これを放置しておくんじゃないに、職員一丸となって、議員さんと一丸になって、この方向性を探っていきたいと思っております。御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ちょっと私の質問の出し方も悪かったのかもわかりませんが、企業参入による農業の進展には、企業には地元の方もいらっしゃるし、当然、よそからも来ていらっしゃる人があると思うんです。現実に私の友人が

勤めてる会社でも今、農業参入についてみんなで話をしよるんだという話を伺ったんですね。そうすると、その会社の中には、安芸高田市だけじゃなくてよそからも来ておられるんです。その方たちが、今市長さんは品種の大根であったり、何がいいのかというのを模索するという答弁をいただいたんですが、そういった何がいいんだとかいうことをしっかり研究してもらって、それを提示してあげると、また企業の中にもやってみようかと。いわゆる、そこには不定期なところが関係してるのかもわかりませんが、という話をうかがったので、そういったよそから来た人もそういう企業で参加していただけることになることとさっき申しました65歳以下のたった2割しかいない就農人口ですか、そこはふえていくし、全体的な生産高も含めてふえていくんじゃないかという観点から、この質問をさせていただきました。市長がおっしゃるように、今後いろいろと検討をして、これすぐにやらなきゃいけないっていう、そういうことじゃないんです。将来展望に立ったときの一つの施策の一環だというふうに思いますので、そこらをしっかり検討していただいて、当然、私達もまたいろいろと情報を得たりして、提案できることがあればしていきたいと思いますが、検討して取り組んでいただきたいとお願いをいたします。

次の質問に移ります。就農者の高齢化対策についてでございます。先ほど申しましたように、本市の就農者の平均年齢は71.5歳と、大変高齢化が進んでいる状況の中で、またこれも2010年の農林業センサスを引っ張り出して話をさせていただくんですが、農家数の29%がいわゆる自給的農家だというふうになっております。それから71%が販売農家、その販売農家のうちの23%が専業農家、残り70%が第一種、第二種兼業農家ということになっております。それで4,440ヘクタールの耕地を担っているというような形になっておりますが、一方、本市の農業経営体制って言うんですかね。農業経営体は法人化している経営体数はそのセンサスで見ると34経営体と。個人経営体数は2,881経営体というふうになってるんです。就農者の高齢化による課題としたら、高齢者が農業を廃業した場合であったり、集落営農の維持に高齢化でその維持が困難になったりとか場合などに耕作地の将来的な保全対策が必要なんではないかと考えられます。

この対応策としては、先般、発足した安芸高田市農業再生協議会での対応が考えられるんじゃないかと。それは、耕作放棄地等がメインになるのかもしれませんが、そこらが対応するのかなと思うのですが、私が一番懸念いたすのは、先ほど数値を述べさせていただいた、約3割の自給的農家と、それから販売農家のうちの約8割弱が兼業農家の耕作地が農業生産法人などの担い手に頼らないと今後の農業は守れないという重要な課題が生じるんじゃないのかという思いから、ここに通告書にも書かせていただきました地域農業を守るという観点に立ったときに、この将来展望を、高齢化対策ですが、市長はどのようにお考えなのか、まず

お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 就農者の高齢化対策についての御質問でございます。御指摘のとおり、農業従事者の高齢化は著しく進展しており、農林業センサスによりますと、先ほど議員さん申しましたように、平均年齢は71.5歳となっております。

新規就農者の支援施策については、先ほど御説明いたしました、現実的には多くの高齢者等により農地や農業が守られている現状であります。若い担い手の育成だけでなく、定年退職者や高齢者、また女性を含む多様な担い手の育成支援が今後必要になると認識しております。

現在、産直市や実践塾の開催など、新たに農業へ取り組もうとされる方々への支援事業をはじめ、耕作放棄地対策などさまざまな角度から農業をとらえ、基幹産業である農業の振興を図ってまいりたいと思っております。御理解を賜りたいと思います。

議員御指摘のように、今後の農業の担い手をいかに確保していくかというのは大きな課題であります。これは安芸高田市だけでなく、日本のこの中山間地域の課題でもあります。議員御指摘のように、高齢者の方々をうまく農業に参画してもらおうということは、農業を振興するために必要不可欠な条件だとは思っております。それに加えて、安芸高田市では農業の生産活用に希望が持てるような、いわゆる収益が上がるような施策の展開が必要だと思っておりますので、総合的に先ほども申しましたけど、安芸高田市としてどういうことが一番、農業施策として適切かということはこれからはしっかりと検討してまいりたいかように思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 私は就農者の高齢化対策にはやはり、今もやっておられる集落法人化の推進の展開をしっかりしていくことが大切だと考えます。しかし、その中でも直面している課題は、先ほども申されたかもしれませんが、担い手としての集落営農組織の中に就農者の高齢化も進んでいることだと思うんですね。

私の地域の例を出させていただきますと、地域法人化はしてないんですが、集落営農組織の就農者の高齢化が進んで、いわゆる農作業をするオペレーター不足と現実問題、課題が発生しております。考えられるのは、ほかにも法人化してないですけど、集落営農組織があっても、そこにも同じような課題があるとしたら、土地はまとめるんですけれども、オペレーターを合併して確保して土地は広がるかもわかりませんが、その耕作なんかをするか、また新たに新規就農者をよそから求めて、集落法人化を目指して、そのことによりいろんな土地を集約して地域農業の維持をしていくという考え方もあるんじゃないかと思うんですね。行

政としては当然、その受け皿と言うんですか、いろんな施策と集落営農支援事業であったり、集落法人規育成加速化支援事業であったりというような事業はもう用意されております。そのように考えるんですが、要は、地域の就農者がその取り組みをどのように考えて取り組んでいくかというのをまず地域の人を考えなくてはいけないと思うんです。その仕掛けだったり、アドバイスが行政の仕事じゃないかなと私は思うんですね。これが両立することによって、その高齢者対策につながってくると考えるんですが、それはできることならもう今までできてたかもわかりませんが、新たにその就農者の高齢化対策ということを考えてときには、もっともっと充実していかなきゃいけないんじゃないかと思いでこの質問をさせていただいておるんですが、再度、市長のその辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私も議員御指摘のように、地域の法人化または営農対策というのは大事だと思っています。今までもそういう施策の展開を国、県を通じてやっているわけですけど、いま以上な指導体制が必要かとも思います。

先ほど提案されましたけど、高齢地域の法人化の事業メニュープラス、やっぱり企業参入とか企業の方々がこういうものを起こされているよということも情報提供があるんじゃないかと思えます。やっぱり地域の人々が農業に対して希望が持てるような施策の展開をとっています。

先般も、例えば、私個人的に聞いたんですけど、白い卵なら売れるよというようなことがあるんですよ。これ売れるかどうか、知らないですよ。白い卵をつくろうと思ったら、米をニワトリが食うたらええっていうのがあるんですよ。こういうような情報を大事にしながら、やっぱりその地域の方々と連携を取っていきたいと思います。どっちにしても、さっきからふるさと応援の会とか、こういう企業の参入とか、売れるところをちゃんと収益になるようなプロセスを書いていかないと地域の活性化にならんんじゃないかと思っています。法人化については、これまで以上に推進してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 先ほどの新規就農対策、また就農者の高齢化対策ということで質問をさせていただいたんですが、これは何よりも本市の地域農業の活性化に向けた将来展望を考えたときには、この課題は避けて通れない不可欠な課題ということから質問をさせていただいたわけでございます。

とりわけ、農業は、国の施策に大変影響されるというふうに私は認識いたしておりますし、いろんな施策展開、集落営農の推進につきましても、行政もいろいろやっておられるんですが、まだまだ、いわゆる数がふえないというような形でいったときの困難ですか。そういったものも生じると思うのですが、ともかく国の流れもTPPの問題もありますが、

それはそれとして、本市は本市としてやっぱり持続可能な農業をしていかなきゃいけないというのはもう必要不可欠でございます。そのためにはいろいろ計画も立たれて、それから施策も展開をされているとは認識いたしておりますが、例えば、先ほどの未来創造事業についても将来的な目標も立ててやっておられます。ほかの本市のいろんな施策の中では、いろんな基本計画をつくって取り組まれておりますが、ちょっと語弊があるかも知れませんが、農業に関しては、私前にも質問をしたことがあるんですが、平成15年の高田郡農業振興計画というのができて、それからこっちへは、その農業の中の振興、全体的な振興計画みたいなのではないような気がするんです。当然JAとの連携で防護作戦であったり、あれは中長期営農計画といったようなものはできておりますけれども、やはりいま言った担い手の確保であったり、将来的な農業展望なんかのときの計画的なものがいるんじゃないかなという思いは私はしておるんですね。それはほかのどれかでやってるとおっしゃればそうかも知れませんが、一応ここで提案をさせていただくとすれば、再度、農業振興計画の中でこういった高齢化対策、新規就農者対策、いわゆる担い手対策などもしっかり計画を持ってやっていただきたいと考えるんです。そういった思いで計画策定あたりについての、再度、市長のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大事なことだと思います。国、県の方向性はそのとおりに今まで安芸高田市はやっておるわけです。それで気に入らんときて、ほんと言うたら、私が野田総理だったらというようなことも期待はされておるわけでしょうけど、勉強不足なんですね。ただ言えることは、このたびのいろんな東北のエネルギーの問題とかTPPの問題とか大きなことがあるので、それを踏まえた上で、これからの安芸高田市がどうあるべきかという議論はこれからしていきたいと思えます。もう少し時間をもらいたいと思えます。市としてどんな答えが出るかわかりませんが、検討することは意義があることと思えます。これは、国としてしっかり方向性を出してもらいたいというのが、私の意見でございますけど、安芸高田市としてもちゃんとこういう方向性を出していきたいと思っております。

副市長のほうから御意見あるそうですから。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長 秋田議員さんは、安芸高田市の実情を踏まえて質問をされてます。そこが問題になるんですよね。国、県は担い手といいまして大型の農家の育成で、広島県もそういった施策を展開しております。安芸高田市も御案内のとおり、毎年いろんな振興計画は立てて実施してきておるわけです。現在もやっております。それで、問題は地域が元気になるというのはやっぱり農業振興だろうと私は思ってますよ。それはやっぱり一番の

活気づくことであろうと思っております。それで問題はいろんな事業展開の中で農業の使命感を持ってやっていただく方がどのぐらいまで掘り起こしていくかということが問題になっているんです、いま。問題は家族単位からグループ化があって集落単位と、それぞれ啓発なりお願いしてやりよるわけですが、この間、JAの組合長さんともお話をしたんですが、第一産業の安芸高田市の分野は3.5%ぐらいなんです。経済的に言いまして。50億円いけばいいところなんです。ところが、年金ですと1,100億円ぐらいあるという構図になってるということをおっしゃってました。問題は、農業者生産が上がって販売も若干ずつ上がってきてるんです。いろんな展開の中で。そういった中で、75%ぐらいの兼業農家を、もう少子高齢化というのは避けてとおれないわけですね。それを真摯にそれぞれの集落が踏まえていただいて、そのほうにチェンジを切りかえてもらわないけんわけです。それを行政とJAが一体となってお願いなり啓発していつてるのが現状です。その中でいろんなビニールハウスとかいろんな補助金制度を実施しておるのが現実です。問題はどうしたらええかというのは、この農業政策というのは、安芸高田市合併になりまして、もうずっと毎年いろいろな議論をさせていただいておりますが、そういった現状の中で荒廃地が出ないように、全部いまやっておるわけですから、その点を踏まえながら、やはりJAと連携をしながら、生産者育成なり販路拡大なり、お互いに手をとってそういった連携を深めながらやっていくというのが、先ほど言われました農業再生会議というのがすべてを包含したものが、そういった会議になっております。そういった状況を踏まえながら、現況を分析しながら進めていくというのが安芸高田市バージョンであろうかと思っておりますので、そういった現状の中で一緒になって御指導を願いながら、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 JAとの取り組みで本当にやっておられるというのは、私も十分認識いたしております。ただ、申し上げさせていただいたのは、そういういまの課題を、新規就農者不足であったり、高齢化の対策であったりというのが私が思う課題ですので、そういったところも踏まえて、当然JAとの連携はもう不可欠でございますし、今までも取り組まれてこられました。本当に施策を展開されていらっしゃると思うんです。だから、知恵を出し合いながらやっていきたいという思いでこれを出させてもらっておりますので、重々副市長さんの御意見も理解させていただいております。今後ともよろしく願いいたしたいと思っております。

次の質問に移ります。再生可能エネルギーの導入促進についてということでございます。このことにつきましては、先日同僚議員さんのほうからも質問がございました。いろいろと答弁も市長さんなされたと思いますが、重複するかもわかりませんが、私は特に農業振興につながれば

という観点から施政方針における本市の自然豊かな環境を生かした再生エネルギー活用調査について、耕作放棄地対策では太陽光の活用がいいんじゃないかなど。それから、エネルギー自給率向上対策では、鳥獣害予防の電気さくの電力に小水力を活用というようなことがいいんじゃないかと私は考えるんですが、そこらあたりで市長さんはどのような方向性、計画を考えて、その調査・検討に取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの秋田議員の御質問にお答えをいたします。再生可能エネルギーの導入促進についての御質問でございます。

昨年3月に発生した東日本大震災以来、国内の原子力発電所の相次ぐ稼働停止により、電力不足への不安が高まり、それと同時に自然エネルギーの活用が注目を浴びるようになりました。

市では現在、太陽光発電への助成制度などにより、再生可能エネルギーの導入促進を図っておりますが、小水力発電やバイオマス発電などにつきましては、まだ十分な調査を行っていない状況であります。平成24年度において費用対効果などを含めて調査を行うように計画しております。こうした自然エネルギーを活用して、地域でのエネルギー自給や農業振興、さらには地域の活性化につなげるという方向性についても、今後検討していきたいと思っております。

また、耕作放棄地対策として太陽光発電施設等への活用を図ることにつきましては、本来の農地としての活用という面と、土地の有効利用という面があり、慎重にこれからも対応してまいりたいと考えております。御理解を賜るようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 答弁は費用対効果等で今後また検討していくんだという調査の方向を伺ったように思います。この件につきましては、私も昨年23年9月定例会でもエネルギー政策について展開と取り組みということで質問をさせていただきまして、市長さんの答弁は小水力発電の取り組みについてお伺いしたときには、いまおっしゃいましたように費用対効果、また国の対策を見据えながら考え、採算性についても基本的な課題を審議し、それからどのぐらいエネルギーを確保できるか方向性を出していきたいという答弁をいただいております。まさしくそのことでまた本年度その調査に入られるということは理解させていただいております。その国の方向です、確かに24年度の予算なんかをみてもまだ再生エネルギーに関しての項目はございますが、詳しいことはまだ出ていませんでした。そこらの施策の方向性をしっかり吟味されて取り組まれるんだというふうに思いますが、それにつけても調査が一番ですので、水戸議員さんもおっしゃいましたように、地域性のいいところいいところをしっかりと調査して

もらって取り組むのがいいんだというふうに私も思います。

これは大ざっぱな話になってしまうのですが、政府のほうの方針が2月17日の新聞に出ましたけども、再生化のエネルギーの導入を農村で円滑に進めるために再生エネルギー法案を閣議決定したと出ておりました。これには、発電施設の設置場所としての耕作放棄地、そこらあたりの土地の集約をしっかりと、それからその農地の有効活用を後押ししますというふうに国のほうは言っていて、具体的には書いてないんですが、というようなことは方向性を出しておられます。本市では、耕作放棄地は水田だけでなく、例えば、牧草地なんかも、いまはあまり牧草をつくってないと思うんですね。だからそこらあたりはかなりの面積があると思うんです。これもやっぱり耕作放棄地解消対策の課題じゃないかというふうに考えたときに、先ほどお話をさせていただきました耕作放棄地対策としての太陽光エネルギーの活用をやっていただきたいと思うし、それから小水力では農業新聞でもずっとたびたび出てましたけども、「村の宝を電気に」というようなタイトルでいろんな地域の取り組みを紹介してこられております。その活用例はやはり何と言っても施設ですか。園芸施設であったり、先ほど申しました鳥獣害対策の電気さくであったり、それからLEDの防犯灯なんかで使えるんだというような例を紹介しておりますし、そんなところはもう理解されていると思うのですが、そういった調査をされるんだと思うんですが、これもよその例で、御承知だと思うんですが、三次が農業用水路を使った小水力発電の実証検査を三良坂で取り組んでおられまして、その機具なども50万円ぐらいできて、使い方は今言った電気さくであったり、防犯灯というふうになっておりましたが、こうしたことを考慮した調査・検討をしていただきたいという私の要望でございます。

その中で1点質問をさせていただきたいのは、当然、24年度、1年かけるか2年かけるかわかりませんが、その調査・検討を大体どれぐらいまでして、取り組みが大体どんなような計画になっているのかということが、もしあれば答弁をいただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 再生エネルギー、いま私が調査したいのは、安芸高田市のあらゆるエネルギーの可能性の調査をしてみたいと思ってます。これを実施するかどうかにつきましては、国の動向性。先ほど申されたように、国のほうはまだアバウトな、具体的に方向性を出してません。ただ、具体的に出してこないと今度は補助金とか絡んでくるので、そういう施策を踏まえて安芸高田市のあるべきエネルギー対策をしていきたいというのが基本でございます。私は勘で動いてるんですけど、絶対、原子力にはバックは余りにくいと。そうすると、いまの電力を供給するためにはやっぱり自然エネルギーだと。そういうふうに先んじて、うちは調査しとくんだと。国が施策の展開をしてきたときには、うちはこういうことができ

ますよということを言いたいためなんですね。

先ほど、どのような調査を、いつまでかかるのかと言われましたけど、まずはアバウトな全体の調査をするんですけど、今度は国の施策の方向が段々具体化してくると思うんです。例えば、この3月末には電力会社が電力を何ぼで買うとか、こういう具体的なことが出てきてますので、それによつては調査の中身も少し変わってきますということです。だから、要はこのエネルギー対策をやっていくためには、やっぱり我がまちだけではなく、国とか県の支援を得ないけんと思います。そのためには、向こうの施策の方向性を見据えながら、我が調査もやっていきたいと。このエネルギー対策については大きな国の課題でありますけど、この安芸高田市も微力ながら協力していきたいと思っていますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 この再生化のエネルギーについて、市長さんの答弁をいただきましたけれども、計画も当然必要ですが、これはさっき話をさせていただいた、国の施策をいかにうまく活用するかで、要するにお金の使い方が変わってくると思うんですね。そこが一番大事なので、市民としては多分経費がかからないほうがいいわけですから、取り急ぎ取り組むよりは、しっかり国の方向性を見きわめていただいて、より有効的な国の補助金になると思うのですが、そういった活用をしていただきたいという思いがございますし、また市長さんはそういう方向で取り組まれるということだったので、ぜひともそういったことをお願いしたいと思います。私の質問は終わらせていただきます。

○藤井議長 以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

この際、11時05分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

14番 青原敏治君。

○青原議員 14番、あきの会、青原敏治でございます。通告に基づき、質問をさせていただきます。

先般、私が市民の方々と意見交換会をさせていただきました。その中から、市民の方々から出ました意見の中から質問をさせていただくわけでございます。市民の声として、御答弁をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目に、支所機能についてでございます。先般もその意見交換会の中で、すぐやる課はどうなってるのかと。どういう役割をするのか

という質問ができました。すぐやる課というのは、市長さんの肝いりでできた課だろうというふうに私は思っております。軽微なことについてはその場で対応してすぐ解決をするというのが、すぐやる課の役目じゃないかと思うのですが、その方いわく、どうなてるのかと。言うてもやってくれん。ちょっと大きいことを言えば本庁に問い合わせないけんとかいうような意見でございました。今回も施政方針の中にも、地域格差のない、バランスのとれた施策の実行ということも市長さんは言われております。そういう市長の施政方針の中のことを実践していただくような施策を展開していただきたいというふうに思いますが、市長さんの御見解をお伺いいたします。

○藤井議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの青原議員の御質問にお答えをいたします。「すぐやる課の役割」についての質問でございます。

「すぐやる課」につきましては、市民の皆様が合併により役場との距離が遠くなるのではないかという不安を解消するためにも設置したものでございます。

「すぐやる課」は「何でもやる課」ではございません。金額の少ない、緊急性が高く判断の余地がないものにつきましては、正規の手続を踏まずに「すぐにやる」ことにいたしております。金額の当然大きいものにつきましては、議会とか、また決裁等の手続がいるということで御理解をしてもらいたいと思っております。

今年度、どういうことを行ったかということにつきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○藤井議長 　　引き続き、答弁を求めます。

建設部長 　　河野正治君。

○河野建設部長 　　それでは、支所におけます「すぐやる課」の業務について御説明いたします。

支所の「すぐやる課」は本庁の総務課、地域営農課、農林水産課、建設課、管理課、上下水道課に係る事務のうち、速やかな対応が必要とされる事務について、幅広く執行しているところでございます。

それぞれの主な事務について申し上げますと、総務課に係るものとして防犯灯や交通安全施設の設置等に関するもの。地域営農課、農林水産課に係るものとして、リフレッシュ農道整備事業、農地農業施設等補助事業、有害鳥獣対策事業、農林土木災害復旧事業等に関するものがございます。また、建設課、管理課に係るものとして、市道や県道の維持管理事業、公共土木災害復旧事業、排水樋門連絡調整等に関するものがございます。上下水道課に係るものとして、事故等、異常時における緊急対応事務等がございます。このような速やかな対応が必要とされる事務について行っているところでございます。以上でございます。

○藤井議長 　　以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 答弁をいただいたんですが、先般の意見交換会の中では、何遍言ってもやってもらえん、何とかしてくれというのが結論でございます。そういうものをやっぱり速やかに解消していくというのが、私は「すぐやる課」だろうというふうに思っております。これ、3項目あるんですが、皆それにつながっておりますので、次の質問に移らせていただきます。支所におけるワンストップサービスについてをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えをいたします。支所におけるワンストップサービスについての御質問でございます。

御承知のとおり、昨年4月1日から本庁におきましては、窓口のワンストップサービスを開始しております。ワンストップサービスはこれまでお客様に用事のある窓口を移動して御利用いただいたものについて、窓口を移動していただくことなく、職員が出向いて対応してサービスの向上を図るものであります。その意味におきましては、支所では1カ所の窓口でサービスの対応が行われているものと考えております。

また、本庁に問い合わせの必要なものについては、テレビ電話の活用により顔の見える対応を行っているところあります。ワンストップサービスとは別に、本庁では各種証明書の発行業務を民間委託しております。

来年度は、住民異動届に関する業務、印鑑登録申請等に関する業務、火葬許可に関する業務など委託範囲を拡大したいと考えております。支所間との事務の効率化につきましては、専門的な事務処理を必要とするものにつきましては、高速ファクシミリを利用して、窓口利用の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。支所の窓口民間委託につきましては、これらの検証を行いながら検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、市役所は市内最大のサービス産業であるとの認識を新たに、対応をしてまいりたいと思います。以上、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 先般のことなんですが、市の施設を利用するというので、市役所支所を訪れてこうこうで使いたいというような状況があったんですね。その中で、その窓口で全部手続が済めばよかったんですが、そこへ行かれた市民の方が、あそこへ電話してくれ、ここへ電話してくれ。で、行ったらここは使えません。あんたらには使わせませんというような状況があったんですね。市の施設で市民が使えるという施設は私はないと思うんですよ。だれもがひとしく使えるのが当然だろうというふうに私は思っております。あなたらはこういう教室だからこの施設はつかえませんかよというような言い方もされた。その市民の方は怒って帰られたというような状況ですが、そういうところもやっぱり窓口業務をきちっと

すれば、そこでやはり私が思うのに、その職員さんがしっかりと手続をしてあげるとというのが、私は筋だろうと思うんです。それがワンストップの意味だろうというふうに私は理解しております。それができてなかったと。いろんなトラブルが起きる。後からどうするんかという、断りは言うてもらったんですが、そこらあたりも行ったらそこで全部手続が済むようなサービスをしてもらいたいというふうな思いがしております。施設についても、あんたは使えてあんたは使えんよと、あれは銭がいるがこれは銭がいらんよと、ああいうようなことではいけんだろうと思うんですよ。

それと、市民の方については、教育委員会が所管しようが、財産管理課が所管しようが関係ないんです。同じ市の施設なんですよ。そういうのをやっぱりきちっとそこで説明するのもいいですけど、それは職員さんの間で対応していただきたいという思いがしております。そういうところを改善できるかどうか、市長さんの答弁をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 施設利用については、一応とりあえずは市内の中の条件というのがございます。この条件をクリアしているかどうかということで施設が使えるかどうかということなので、市民の方々にこの決めた条件を理解してもらおうということも大事だと思いますけど、もしくは、私のところの職員がそういうことでよう答えんかったとすれば職員啓発の問題になってくるので、しっかりこれはやらないけんことになっておるんです。ワンストップということで。そういうことをやっていないということはちゃんと啓発をかけていきたいと思っております。こういうことがあってはならないことなので、これ先般の議員さんの質問もありましたけど、これから厳しく職員啓発をかけながら、だれが来られてもしっかり回答できるように指導してまいりたいと思います。

先ほどもちょっとあったんですけど、職員の対応について、例えばできるかできんとか、どういうことでできないかということ、どうしてもできんかったら上にも上げてもらいたいと思います。職員の義務がございしますので、まずは傷つけないように指導をしてもらいたいと思います。具体的な例をちゃんと部長なり、上にも上げてもらいたいと思いますので、御理解をしてもらいたい。最初のうちはやっぱり今までの旧市町できたわけですから、こういう職員の対応も難しいと思いますけど、しっかりと対応するように指導はしてまいりたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 先ほどの市長の答弁の中でテレビ電話ということもあったんですが、それも置いてあるだけです。利用されておるのはされておるんだろうと思うのですが、そこそこだというような感じですね。やっぱりそれを本当にやるのであれば、職員さんがそれを進めるというようなシステム

をつくらないけんのじゃないかと思うんです。あそこへ飾りで置いてあるわけじゃないんです。

いまの八千代の例を言うと、八千代支所なんかほとんど利用されてないですね。ほかの支所はぼちぼちあるらしいですけど、八千代の場合はほとんどないというような状況。それは経費の無駄遣いだろうと私は思う。そこらもきちっと、あっ、ちょっと待ってくれよと。支所と直に話をしてみと。電話があるんじゃないか、ここで話をせえやというの、私は職員が言わないけんのじゃなかろうと。そこらの指導もできてないと思うんですよ。それでやっぱり支所へ行ってもサービスが悪くなったという声が出てくるんです。この質問は、私、再々やらさせてもらってるんです。そのたびにこういう質問をせないけんというのは情けなくてかなわんですよ。支所というのは、足の悪い方、高齢の方、またいろんな条件で本庁まで来れなかったというような市民の方が利用されるんだろうと思うのですが、それも、あそこに行ってもものう、という感覚になってしまうんですね。あれじゃいけんだろうと。だから、そこらもしっかり精査していただいて、指導なりなんなりをしていただきたいというふうに私は思います。

次の質問に入ります。関連しておりますので、すべてがこれに通じるんじゃないかと思うんです。支所長の権限拡大、これも再三言わせてもらってるんですが、予算化をできないものか。制限があるからちょっとこれは無理だろうという市長の答えではあるんですが、再度、そこについてお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。「支所長の権限拡大・予算化」についての御質問でございます。

平成の大合併は、「あめ」と「むち」による合併誘導であったと言われております。合併9年目を控え旧町単位の課題整理のための、新市建設計画につきましては、合併特例債と地方交付税の合併特例加算によりおおむね一定の整備に目途が立ったところであります。

しかしながら、地方交付税の合併特例加算の減額が始まる平成26年度まであとわずかに迫りました。この間、合併のスケールメリットを生かし、職員定数減を図りながら経常経費の抑制を行い投資的事業の充実を図ってまいりましたが、これからは旧町単位を脱して安芸高田市全体を見据えた施策の展開が必要になると考えております。このため、支所機能を含めた組織のあり方について見直す議論を行う時期に来ていると感じております。御質問については、来年度において皆様の御意見を伺いながら検討を行いたいと考えております。

支所長さんに幾らまでの金額を決裁権を与えるかということは、これは条例とか、いまの額を大きくすると議会もなくていいやということになりますので、慎重に対処していきたいと。他町の例とか、やっぱり常

識の範囲内でそういうことは決めていきたいと思います。まずは、議員御指摘のように、こういう方向で検討はしてみたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 検討していただくということでわかるんですが、例えば、これは同僚議員からのアドバイスもあるんですが、地域振興会が各町にあるんですね。そこを巻き込んでの予算化というのを私はしていただきたい。その権限については、支所長1人があせえこうせえ言うんじゃないに、その地域振興会の方々といろんな話をしながら、優先順位をつけて事業を遂行していくというような、そのための予算化は私はしていただきたいと思います。これ、市長さんの施政方針の中にもありますので、「地域格差のない、バランスのとれた施策の実行、市民の声を大切にし、市民だれもがどこにいても社会に参加し、安心して暮らせるまちづくり」ということを掲げておられますので、そのことを絵にかいたもちではなしに、やはりそこらはしっかりと実践をしていただきたいというふうに思います。できれば、この3項目の中でも全部支所長の権限にかかってくるんだろうと思うんです。今、支所には課長さんが2人しかおらんですね。その1人の課長さんが支所長兼務でやっておられる。それら2人の意見でどうこういうんじゃないから、やっぱり支所の振興会を含めて、振興会連合会というのが各町にあると思うので、その人らとよく協議をしてやったら、もう少しは活性化につながるんじゃないかというふうに私は思っております。

それと、支所はこのままいくとだんだん衰退をしていくんじゃないかという懸念もある中で、やはり今後、支所をどのようにされるのか、お考えがあれば伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの振興会の話でございますけど、各振興会さんは振興会主催による懇談会を設けておられます。その席で地域の状況について陳情もされます。そういうことで十分そういうことも目的はなされてるような感じなんですけど、これが少ないとおっしゃるんだったら、もう少しいろいろな仕組みを考えていかないけん。これは地域の課題なので、振興会さん方も、お祭りを重点に置かれているところもあるし、その地域の要望活動に重点を置かれているところもあります。このようなところはまた整理をしていきたいと思っております。

それから、支所ですけれども寂しいから置いておくという理念はこれからはなかなか難しいと思います。だから、支所が何をすべきかということに住民が納得するなら、ちゃんと置きますけど。例えば、本庁の仕事のこの分野ができると、予算要求ができるとおっしゃるならちゃんと置いてもいいけど、なかなかそういうことは、ちゃんとテレビ電話で対応できるというのであれば行政改革もやってるわけですから、そういう

方向でまた考えていかないけんと思います。基本的には、職員は100人減らさないといけないですけど、どの分野を減らすかというのはしっかり議論をしてもらいたいと思います。政府さんもいろいろとやられますけど、これをやるこれをやるはいいんだけど、それじゃどこを減らすかという議論がなされないでこれをやるということは非常に難しい話。だから、今までの歴史はそういうことがなかなかできないから支所がなくなってきたおるんだと思います。だったら、安芸高田市バージョンで、支所は市民のためにちゃんとこういう仕事を、本庁の仕事のこういう分野をやるということができればちゃんといいんだけど、いまのところ、そういうところが見当たらないので、できれば通信とか、いまのこういうような道具が処理されたら、私はそういう方向にも考えないけんと思います。どうこう言うんじゃなしに、寂しくなったからというんじゃなしに、全体として皆さんも考えてもらいたいと思います。大きな行革をやらないけんということは我々の課題でございますので、これからも一緒に考えていきたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 市長の言われるのもよくわかるんですが、人員削減もどんどんしていかないけん、行政改革の中でやっていかないけんというのはよくわかるんですが、言っちゃいけないのだけど、やはりそのことは市民の方は余りそこまでの理解はしとってないんじゃないかと。やっぱり、旧町単位で言うと、我がまちを大事にしてもらいたいという思いが、だれもが強いだろうというふうに私は思うんです。そのためには、そこへ拠点となる支所がきちっとした機能をしてもらいたいというのはあると思うんです。そういうのが見え隠れしておるんじゃないかなろうかと私は思っております。特例債も平成26年でだんだん目減りしていくという状況の中で、目減りする前でもいいですから、ぜひ、先ほど全体の中ではそういう協議会の中で話は出ておると言われるんですけど、やっぱり地域ごとの問題があるろうというふうに思うんですよ。だから、そういうところを、やはり支所長を中心とした振興会とのやりとりをしていただきたい。それにはやっぱり予算化をしてもらわないけんというのは強く要望しておきます。

それで、次の質問に移ります。お太助ワゴンの運用方法についてでございますが、これも意見交換会の中で出たんですが、いろんな市の行事がありますね。運動教室とかいろんなことがあるんですね。そういうところへ行きたくても行けないという方がかなりおられるんです。それと、利用はしよるんじやが、目的地に着くまでに時間がかかるよねというような方もおられます。そこで、市の行事が土曜、日曜に集中しておるといのは御存じのとおりでございますが、そういうところも行ってみたいんじやが、行かれんよのということがあるんですね。そりゃ少数かもわかりません。わかりませんが、やはり登録者の方に便宜を図るのであれば、そこらあたりも配慮していただければというふうに思うのです。

が。

先般も企画振興部のほうに話を聞いたんですが、いろいろ業者間の問題があつて難しいというような回答ももらつてるんですが、そこはやり方によってはクリアできるんじゃないかろうかという思いはしておりますので、一つ市長さんの御意見をお伺いしたいと思ひます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの青原議員の質問にお答えをいたします。お太助ワゴンの土日運行についての御質問でございます。

利用目的の傾向を見ますと、行きの便は、吉田病院等への通院が多く、帰りの便は、ゆめタウン等で買い物をして乗車されるケースが多いという状況であります。従いまして、病院がお休みの日曜・祝日に実質どれだけの利用があるかという課題もあります。また、土日祝日にお太助ワゴンを実行することにより、タクシーの利用客の減少につながり、民業を圧迫することになるという懸念もあります。

私がお太助ワゴンを提案したときに、広島県下で、全町でやったのは安芸高田市が初めてなんですけど、どうしてできなかったかということ、やっぱり陸運局の調整とバス会社とタクシー会社さんとの調整です。これをやることによって、仕事がなくなるということを非常に懸念されます。この調整が非常に難しかったところです。担当部長なんかも、一番苦労したんですけど、こういうことを言われます。バスをなくすんだら、バスを安芸高田市から引き上げるよと。こういう勇気が市長の中にあるかどうかですよ。それが皆さんできんから、よその町がでんですよ。これだけ自分の職業とか飯を食うことについては非常に敏感なんです。タクシー業者さんもそうです。川根へ行くのに何千円もかかるところを500円ぐらいだったら、私たちの生活どうしてくれるんかとなるんです。だから、今折り合つてるのは、そういうおたくらの仕事もありますけど、病院に行くのと買い物に行くときだけを一応、応援しましょうということ合意しているわけなんですけど、今後につきましては、議員御指摘のように、土日といつても、例えば、敬老会とか運動会とか学校行事とか、こういうものに限りという交渉はこれからやってみようと思ふんですけど、かなりハードルは高いことは確かです。これは実際、交渉してみたらわかりますけど、もう交渉じゃないケンカですよ。こういうことを皆さんにきょうはちょっといい機会ですから言っておきたいと思ひます。このお太助ワゴンというのは並大抵ではできんということですよ。よっぽど性根を入れていかんと。大げさを言つたら、私の政治生命がかかってくると思ひます。バスが引き上げられたら私のせいになりますよ。市長がこんなことを言つてバスがなくなったとか。その妥協点の中の、今の産物です。市民の気持ちもわかるんですけど、お互いの痛みを分かち合いながら、これからも前向きに徐々にその交渉をして成果を得ないけんという実態だけは御理解を賜りたいと思ひます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 事情は大体わかっておるんですが、今、地域振興事業団に委託をして管理をしていただいている、運行をしていただいているという状況の中で、そこらあたりも、それは関係の運送会社さんに委託をしたらどうなんだろうかということも含めて、私は考えていただきたいと思っております。

それから、次の質問に移りたいと思います。運行状況について、利用状況ですね。どういうふうになっておるか、少しお聞かせを願えればと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えをいたします。お太助ワゴンの利用状況についての御質問でございます。

まず、利用登録者数は、1月末現在、9,011名となっております。本年度4月からの利用者数を見ますと、先月を除き、すべての月において、一カ月の利用者数が3,200人を超えております。目標としていた一日の利用者数160人をはるかにクリアーしております。

その他、詳細の数値については、担当部長からお答えいたしますが、先般実施しました利用者のアンケート結果を見ましても、特に、高齢者を対象に設定した制度であります。大変多くの皆さんが、「総合的に満足している」とのお答えいただいております。現在の運行形態で本格運行に取り組みたいと考えておりますし、さらに利便を増すように、今後、調査・検討をしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、青原議員の利用実態について、もう少し詳細について御説明をさせていただきたいと思っております。

お太助ワゴンの一カ月の平均利用者数は3,538人という、この4月以降の平均としてうたっております。また、一カ月間の最大利用者数は、8月に3,817人、また一日の平均利用者数は、この4月以降、一日あたり175.2人の方が利用されておるという実態もございます。また、一カ月間の最大一日平均利用者数というのは、12月で一日あたり194.7人が利用されたというのが一番最も多い時期になっております。また、全体の移動範囲の状況を少し説明させていただきますと、旧町内での移動が全体の約53%、町外、旧町を超えての移動が全体の47%という状況になっております。どちらにしましても、全体の中で各便ともお太助ワゴン、またはお太助バス等には一定の利用者数等の上昇の傾向にあるというのは実際でございます。

また、先般先ほど市長が言いましたように、お太助ワゴンのアンケー

ト調査等、利用者の調査及び聞き取り等もさせていただきました。そういった中にありまして、利用者の目的というのは、主たるものはやっぱり、先ほど市長の答弁にもありましたように、病院または買い物というのが全体の88%の利用実態。さらには、このお太助ワゴンの制度で便利になったと感じる人はどのぐらいいらっしゃるかという実態もさせていただきますと、87%の方が便利になったと答えられている。さらに、60%近い方が、これまでよりも外出機会がふえたというような状況の結果となっております。とともに、先ほど議員から御指摘いただきました、土日運行の利用を望まれているという御意見も多々あるということは、我々も承知しております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 効用というのは私もわかっておりますけど、八千代の場合でしたら、広電が通っておるんですね。1時間に1本ではあるんだけど、吉田までは来れるという状況の中、それで、病院に来るにしても病院の時間もあるわけですよ。そういう中で、お太助ワゴンに乗ったら時間に間に合わなかったよと、なぜかということです。やっぱり今の区分わけでは、八千代と吉田が一緒になっておるんですね。それで、各ドア・ツー・ドアですから、家へ一戸一戸寄って行くわけですよ。そうすると、かなりの時間がかかるんです。吉田へ来るのに、広電バスを使えば30分で来れるけど、お太助ワゴンに乗ったら1時間かかるよと、やもすれば1時間半もかかるよというような状況もあるわけですよ。そういう状況を解消するために、私は各町1台といたらどうかわからんですけど、できるものなら各町2台ずつぐらいを割り当てていただいて運行してもらいたいんじゃないかなというふうに思うのですが、これは銭のかかることです。ですから、うちでは言えないかもわからんです。せめて1台でも八千代なら八千代、吉田なら吉田、高宮なら高宮、美土里は美土里というふうな形で運行していただければどうなのかなという思いがするのですが、そこらのお考えはありますかどうか、お伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これはお太助ワゴンを設定した条件があるんです。議員御指摘のように、この条件を緩和しようと思ったら、やっぱり予算とかこういうことを検討していかないけんと思いますけど、現在の状況では、一応どこから乗っても大体1時間以内で目的地に達するよというのが条件なんです。それで、この条件を設定するためには、特に川根とか智教寺に協力を得て、その地域には地域自主運行バスということをお願いしております。その協力を得て、現在この1時間以内となっておりますけど、この1時間の設定が長過ぎるよとおっしゃるんだったら、これ短くしていくんですけど、そのためにはまた経費がかかってくる。費用負担もいるということになります。原則、経費は従来バスのお金を安芸高田市が出してお

たわけですけど、過疎バス対策といって1億何ぼで出してますけど、この限度を基本に設定しておったわけですけど、市民の利便性を得るために、それじゃ2億円やってもええ、とかいうことがあるんだったら、費用対効果を踏まえて、また議員さんとか市民の方々の了解を得ていきますけど、まずはこれでスタートしてちょっと見ようかと思ってるんです。便利がいいことにこしたことはないので、倍にすればまた経費も倍になってくるということなので、ここらは課題として受けとめて、今後の動向をしっかり見守っていきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 検討をされるというのはどうかなという思いはするんですが、やはりせっかくいいシステムをつくっていただいたので、それをより充実するために、やはり市民の方に、ああええのうと言うてもらえるのが、私は一番いいんだろうと思うんですよ。そのためにはやはり市長さんにもしっかりと努力をしていただいて、私が言うたことが実現できるような方向に施策転換をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願います。これで質問を終わります。

○藤井議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 13番、会派新政会の赤川三郎でございます。先に通告しております大柁2点について、質問をさせていただきます。

いずれも広島県関連の事業でございますので、そこらあたりも踏まえて質問をさせていただきますが、市民の声は市がしっかりと受けとめて、市民が安全で安心して生活ができますような、格別の、また格段の御答弁をお願いしたいと思います。

1点目の道路網整備についてでございますが、安芸高田市内の道路網につきましても、国道あるいは県道、市道、そして林道、また農道、生活道などなどの路線により構成されているわけでございますけれども、路線によっては施設の集中化、あるいはまた交通量の増大、道路幅の狭小、通学路としての利用、また未舗道などなどの問題、課題が多々あるかと思えます。

車社会の今日、道路網はまちづくりの基本であり、生活が道路に密着し、まさに住民の生命に直結するものであり、総合的な道路網の整備計画が必要であることは、もちろん最優先課題であると考えております。

そこで、次の路線について御質問をいたします。まず、県道318号「上入江吉田線」は江の川の右岸を通り、路線内の福原地区約1キロ400メートルのうち、約900メートルは旧吉田町時代に2車線幅員6.4メートルに整備、改良されておりますが、上入江方面に約100メートル、吉田

方面へ約400メートルは未整備となっております。未整備区間は対向車のすれ違いはできないような狭小な道路でございます。朝、夕の通勤車両は多く、子どもたちの通学路でもあります。車両が来ると、歩行者は立ちどまり、恐怖を感じ、通過を待つという状況であります。身の危険性を感じる危険な路線でもあります。人身事故の発生する可能性も否定できません。県道であります。未整備区間の整備について、市長の御所見をお伺いいたします。

○藤井議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　ただいまの赤川議員の御質問にお答えいたします。道路網整備のうち、一般県道上入江吉田線の下福原地区の未改良部分の整備についてでございます。

この区間は、道路線形が曲線的で未改良の単車線であります。元瀬橋から上福原に向かっては、2車線の道路となっておりますので、この区間が改良されれば、福原全域にわたってより安全な道路になると言えます。これ、県道でございますので、改良するとなると、道路管理者である広島県に要望することになりますが、現在、計画区間に入っていないこともあり、厳しい状況ではあります。

今後につきましては、議員御指摘のように、大事な生活道路でございますので、部分的な拡幅等、手法的に工夫を検討しながら、地元の要望を県に伝えてまいりたいと考えますので、御理解を賜るようお願いいたします。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 　ただいま答弁をいただきましたが、県道ということで、現在では整備区間に入っていないという答弁でございましたが、この318号は上入江から吉田線でございますけれども、いろんなところで歩道の建設の問題とか、問題の多い県道でございます。そういった中で、旧吉田町時代には、まして900メートルが2車線に改良された後に、話は地元ではありましたが、何ら進捗状況が見えないということで、今回、このような質問をさせていただき、要望をさせていただくところでございます。

今後の市の取り組みといたしましては、しっかり県に働きかけていただくことが一つの方法であろうと思いますが、そこらあたりの今後の見通し等につきまして、再度、質問をいたします。

○藤井議長 　答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　県にも積極的に要望してまいりたいと思います。現在、道路改良という、こういうハード事業が予算的にはもう半分、国の予算においても、「コンクリートから人へ」ということなので、こういうことよりかむしろ子ども手当とか、そういう状況なので、非常に厳しいハードルでございますが、必要な道路なのでという要望してまいりたいと。

改良の仕方、先般も同僚議員さんが質問されましたけど、全幅改良するというんじゃなしに、待避所を設けるとか、当面生活に支障がないような整備の方法もごございますので、そういう方法も踏まえて県にも要望していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 強く要望していくという力強い声をいただきましたので、本当にひと安心したところでございますけれども、これから全く先が見えないところでございますので、しっかりと一つ努力をしていただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問でございますが、これも一般県道「原田吉田線」についてでございます。合併時、合併促進道路として整備中でありましたが、その後、一時事業を中止となっております。平成20年4月、浜田市長が誕生され、浜田市政がスタートし、平成21年度復活事業、復活道路として再開され、地元説明会を開催され、これまでのルートの変更に加え、当面、暫定1.5車線とのことで関係住民に大きな期待を持たせていただいたところでございます。

一昨年、12月この件について定例会で質問し確認した上で、なお一層の御努力をお願いしたところでございますが、その後、事業の進捗が全く見えていませんでした。

平成24年度施政方針では、平成23年度に事業を再開しました、原田吉田線のうち印内側の900メートルの区間の測量、用地買収が進められましたとありました。具体的な進捗状況と今後の見通しについて、お伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの質問にお答えいたします。一般県道原田吉田線の整備進捗状況についてでございます。

今さら申し上げるまでもありませんが、当路線は、合併支援緊急道路として事業を進めていただいておりますが、平成18年度からいろいろ理由があったと思っておりますけど、事業の中止となっております。平成22年度から、私も、合併促進道路ということで、再度、整備計画を県に申し入れたところ、事業の再開をしていただくよう、県のほうから指示をいただいております。

まず、事業を中止したために測量とかそういう業務が全くなされていなかったもので、こういうことを私が市長になってから実施いたしました。それで、今後できることについて、いま用地買収とか、そういうことを進捗しているところでございます。

現在、第1期事業として、印内集会所前から田川橋までの約860メートルの区間について事業が進められております。今年度は、用地測量が実施され、先月は地元の地権者7名と、さらにその後、市外の2名と用地補

償契約を締結していただいたところでございます。

今後につきましては、残り4名の用地補償を進め、早期に工事着手していただけるよう、予算の確保も含め、継続して県に働きかけてまいる所存でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 一昨年の定例会のときに質問いたしましたときに、広島県新道路計画の見直しがなされる、この中に盛り込んでいただきたいという答弁でございましたが、その新道路計画の中に見込まれて、今日そういった事業ができていのかどうかということをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 県の道路整備計画の中に取り込んだということです。ないところをそこへ入れたから、こういう事業が用地買収できているということです。これを入れるまでが大変なことなんです。一たん計画を外されたものを入れるというのは大変なことなので、そこはちょっと御理解してもらいたいと思います。簡単にはできません。だけどやっています。ただ、用地買収が終わって、今度工事をやるんですけど、できることなら下の平地部の工事をやるときには残土は山の部分からもらってくれとか、こういう交渉を今しているところでございます。

先ほど申しましたように、全面改良というのは、非常に国の状況が難しいので、まずは通れるように、あそこの峠が越せるように、越したときに対向車がおったら離合できるようにと、こういう道路をまずは整備してもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 先の質問のときには、県道ということで、知事がおられる前で私が約束することということで、弱々しい答弁をいただいたのも記憶にありますけども、こうして新道路建設計画に入れていただいたということで、これからどんどん進めていただくことというように思っておりますけれども、用地の測量あるいは用地買収、その状況についてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 先ほどの市長の説明もございましたように、この今、計画している区間860メートルの間に13名関係者がございます。そのうち現在、9名の方の契約が済んでおるところでございます。あと残りの4名の方は市外ということでございますので、日程を調整しながら、今後進めていくという状況でございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 お聞かせいただきますと、順次進んでおるといように思いますけれども、この印内地区の、あるいはその関係者の方々がだんだん高齢化するとともに、戸数も減ってきているというような状況でございます。今、印内地区の方につきましては、19戸の方が本当に一生懸命、この道につきまして要望をされていると同時に、大きな期待をされておるわけでございます。県道ということでございますし、同時に道路計画に入れていただいたということで、早期に進めていただくことを強く要望して、この質問を終わらせていただきます。

次に移ります。次も先ほどと同じように、復活道路、復活事業ということでございまして、林道「入江戸島線」の整備について、お伺いいたします。

この件も浜田市政になりまして、復活事業、復活道路として再開されておりましたが、計画路線、沿線に赤柴山湿原が存在することから、自然環境調査業務を発注し調査をするということでございました。また、このこと後に全く進捗状況も見えなかったわけでございますが、平成24年度の施政方針では、林道の新設改良につきましては、入江戸島線の改良区間の整備を平成24年度も引き続き推進するとありますが、整備事業の具体的な進捗状況と今後の見込みについてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。林道新設「入江戸島線」の整備事業の進捗状況についてのお尋ねでございます。

林道「入江戸島線」につきましては、開設区間2,180メートル、改良区間2,837メートルで総延長5,017メートルでございます。全幅員4mで計画をしております。

平成22年度までに48名の地権者から「土地使用承諾書」と「工事施工同意書」を提出していただきました。平成23年度は、5月に改良区間の詳細設計を作成し、7月に林野庁のヒアリングを受け、採択となったところであります。

この事業は平成23年度から平成27年度の5年間の事業でございます。今年度におきましては、小山地区から戸島地区にかけての改良区間の延長540メートルについて改修と舗装工事を9月に発注いたしました。12月20日に完成をいたしたところでございます。

平成24年度以降におきましては、引き続き改良区間の工事を実施するとともに、開設区間の詳細設計等に着手したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 取り組みについてはよく理解できますが、この林道の新設につきましては、本当にこれから森林資源の整備、あるいはまた林業振興に大きく役立つというように思っております。

なお、当初この林道につきましては、向原、吉田、八千代町のアクセス道として、合併促進道路ということで支援道路で始まったように思いますが、そこらあたりの問題についてはどのように理解しているのか、お伺いいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

この道路については、ただ単に戸島と入江を結ぶのではなくて、延長的には八千代町の土師ダムとか四季の里、そういうところへのアクセスとしても考えていきたいと。そのためにはどうあるべきかというのは、これからも並行して考えていきたいところです。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員

今のアクセス道については、当面、林道の新設ということで理解していかというように思いますので、この件につきましても、なお一層努力をしていただきたいということを強く要望して、次の質問に移ります。

大柰2点目の信号機の設置についてでございますが、市道「市場宮ノ城線」と市道「一本木川本線」、これはもと愛郷農道と言っておりましたが、交差する山手西地区の交差点に信号機の設置の要望についてでございますが、山手西交差点付近は自動車の交通量がふえ、学校の通学路に指定され、また歩行者の横断がますます危険な状況になっております。この交差点は、過去5年間において13件の交通事故が発生しております。これまでも、再三要望があったと思いますが、地域住民の安全・安心の確保のためにも一刻も早い信号機の設置の必要性を望むものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの御質問にお答えいたします。信号機の設置についてでございます。

市道市場宮ノ城線と市道一本木川本線の交差点でございますが、かねてから何度か交通事故が発生したことにより、現在は、両路線の通行の優先関係を明確にするために、市道一本木川本線側に規制標識である「とまれ」の標識を設置いたし、市道市場宮ノ城線を優先道路と位置づけることにより事故の抑制を図っているのが現状でございます。

信号機の設置となりますと、要望のある箇所の中から、交通量や事故危険度等により設置の優先順位を決めていくこととなりますが、広島県全体の中で順位を決めていきますので、設置となりますと非常にハードルが高いと公安委員会が言っております。

広島県内には、27の警察署があります。それぞれの管内で要望箇所を抱えておりますので、設置に向けての競争率は高いものと言えます。現在、安芸高田市管内においても10か所程度の要望があると聞いております。この交差点では、規制標識の設置後も、交通事故が発生してござい

すので、当面は、公安委員会と協議しながら、規制標識を補完するために、路面にゼブラ等による強調表示をすることによってドライバーの注意を喚起するような対策を図ってまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 過去にも聞いたような答弁をいただいたわけですが、この件につきましては、実は1月22日に可愛地区振興会の行政懇談会の折に、市民の方から質問も出たわけですが、そのときに出席しておられた部長さんは、公安委員会と協議をするという答弁をいただいたところですが、それから既に1カ月以上もたっておるわけですが、そこらあたりの進捗状況はいかがなのか、お伺いをさせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 公安委員会、警察とは定期的な協議を行っているわけですが、先般もこのこととお話しましたが、地域の事情はあるんですけど、一応安芸高田市内で10カ所出ているわけですから、優先順位を決めてやっていこうということなんです。予算が無限大であるわけではないので、まあいろんな箇所が出ています。そこらを総合的に判断しながら決めていただこうと思いますが、当地区のことにつきましては、見通しはいいんですけど、交通事故が多いということはしっかり訴えております。

今後ともこの件につきましては、事情は理解してもらおう警察にも言ってもらいたい。最後は10カ所あるうちのどれが順番かということになるので、なかなか難しい課題だと思いますけど、事情はよくわかりましたので、事故の状況等はまた伝えていきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 市内にも10カ所もこういった要望が出ておるということでございまして、そういった中でもこの交差点につきましては、過去5年間で13件の事故があり、車両も大破してスクラップと。なお同乗者の方は入院というような傷ましい事故が発生しております。死亡事故こそございませんが、そういった事故が多発しておる地域でありますと同時に、市内でも10カ所ぐらいのそういった設置を要望ということでございますが、順位で決めていただいて、順次、設置の方法で努力をしていただきたいというように思います。

すべて今回の質問につきましては、県関連の質問になりましたけれども、冒頭申しましたように、市民の声は市がしっかり受けとめていただいて、そしてなおかつ国なり県なりへ要望していただけるよう重ねて要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○藤井議長 以上で、赤川三郎君の質問を終わります。

この際、13時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時11分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
3番 児玉史則君。

○児玉議員 3番、会派絆の児玉史則です。通告に基づき、大枠3点の質問をいたします。

昨年9月に国保会計についてお尋ねしましたが、平成24年度の予算も出ましたので、いま一度お尋ねいたします。また、先日の一般質問で先輩議員から同様の質問が出ておりますが、2、3日前でしたので記憶が定かではありませんので、質問が重複しましたら御容赦願いたいと思います。

厚生労働省は国民健康保険の2010年度の実質収支が3,900億円の赤字になり、赤字額は前年より650億円の拡大で、高齢化や医療技術の進歩で保険給付が膨らんでいることが原因と発表しております。国保財政が悪化する中、政府はすべての医療費を都道府県単位で共同負担する仕組みを2015年度から導入するとの閣議決定を行っております。年齢構成などによって市町村ごとの差が大きい医療費負担をならすのがねらいで、市町村ごとの保険料の格差を広がりやすくし、また保険料を軽減している低所得者の数に応じて国などが財政支援する制度の恒久化も決めており、今後の動向が気になるところです。

しかしながら、当市の現状は待ったなしの状況で、国保会計は危機的状況にあり、平成24年度の国民健康保険税は医療費の増加及び基金の枯渇により税率アップは避けて通れない状況です。今後設定される税率に対し、どのような考えで進められるのか、その考えを市長に伺います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。先日の亀岡議員さんへの答弁と重複するところもあると思いますが、よろしくお願いたします。

国民健康保険の現状は、人口の減少に伴い、被保険者数も減少しておりますが、一人当たりの医療費は、年々増加してきております。また、議員御指摘のとおり、財政調整基金も枯渇する状況にあり、財政運営は大変厳しいものがございまして、今後においても好転することは見込めないものと考えております。このため、国民健康保険の被保険者の方々には、年々増加する医療費に対して安定的な給付を期すためにも、一定の御負担をお願いすることになるものと考えております。

税率改正につきましては、平成24年度の後期高齢者医療拠出金や介護納付金の支出、及び前期高齢者交付金などの歳入が、4月以降に確定い

たしますので、その状況を勘案するとともに、平成23年中の申告所得を加味する中で、5月に予定しております国保運営協議会へ諮問を行い、6月定例議会に提案することとしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 おっしゃるとおり、確かに不確定要素が現時点では多いんだろうと思います。ただ大まかな考えで見ますと、国保税の平成23年度と比較しますと、24年度は歳入を約1億5,000万円多く予算化されているわけですね。7,700人で考えれば1人当たり2万円ぐらいの増額になるろうと思います。現在の1人当たり年間の国保税は、平均は8万1,000円ですから、年間10万円ぐらいの負担になるんじゃないかと、今回の予算を見れば思うわけです。そうしますと1回につき2,000円ぐらいのアップになるんですが、介護保険料も一月大体2,000円ぐらい。先ほどおっしゃったように、後期高齢者も考えますと、5,000円ぐらいの増額になるかもしれません。こういった結果というのは、平成21年度から国保税の税率アップを見送ってきた結果が一つあるだろうと思うんです。急激なアップに対しては、私自身も反省するところはありますが、今回のこの結果に対して、市長はどのような感想をお持ちか伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 試算では3割以上のアップじゃないかと見ておりますけど、明確にはそういう不確定要素が多いということです。アップは非常に大きなアップ幅になると思います。こんなにアップになったというのは、我々の責任、私の責任もあると思いますけど、こういう我々こう人気商売をやっていると上げたくないのが心情でございますけど、小刻みに上げにゃいけないのかという反省がございます。

安芸高田市が始まった当初は基金がありましたので、基金の取り崩しという形でそういうことは回避されたわけですけど、今後、私が引き継いでからは基金がないので、市民の負担に頼らざるを得んということなので、こういうことは長期的に考えて、やっぱりアップも考えていけんと思っております。

それともう一つは、医療費の上がらん施策をこれから一生懸命やっていかないけんと思います。どういうことかと言いましたら、私は市民総ヘルパーで申してますが、市民の健康状況に支援をしていくとか、病気よりか健康になってもらうほうが、介護とかこの医療に対する医療費の抑制効果につながりますので、こういうことをもっと今以上に積極的に市民の方々に推進することによって医療費とか介護費の抑制に図っていきいたいとかように思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 医療費の抑制というのは、これは非常に大きな課題というのは共通の認識であろうと思います。それはまた後ほど伺いしようと思うのですが、いまの税率が急激に上がるということに対して、やはり徐々に上げてくればよかったというような御答弁もありましたけども、基金の枯渇によって一般会計からの繰り出しが平成23年度より1億1,000万円多い、約3億9,000万円を今回の24年度で計画されております。それからさらに担当課の御努力で、平成23年度の国保会計では約1億円の基金積立金が出てきておりまして、平成24年度の予算の基金繰入額は5,000万円でしたが、恐らく1億5,000万円ぐらいの繰り入れが可能な状況じゃなかろうかと思います。

先日の新聞報道でもありましたけども、江田島市の年間税額の平均は8万5,000円で、一般会計からの法定外繰り入れを避けるために7,100円の値上げを計画されておる。東広島市も同様で、2010年度の国保税、平均が約7万円の税率アップを計画されておる。この2つの市町と比較しましても、当初の国保会計はさらに厳しい状況だろうと思うんです。そして先ほどおっしゃるように、3割ぐらいのアップは避けられませんかというところですが、努力して今回積んでいただいた基金と、それから一般会計の繰り出しで急激な税率アップを少しでも緩和する、先ほどおっしゃったように、年々これから少しずつ上げていくというか、激変緩和策を講じるべきじゃないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員おっしゃるとおりなので、ことしの予算に当たっては、一般会計からの繰り入れをふやしてと思っています。そういう意味からなんで、市民の方々にはどういう細工をしても同じことなので、これを受ける感情とすれば、激変緩和していきたいということでございます。そういうことを配慮してことしの繰り入れ基金をちょっとふやしてもらいました。御理解をしていただきたいと思います。ちょっと去年よりかふえていると思いますので、予算書を見てください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 それでは、次の質問に移ります。一般会計から国保会計へ繰り出しを大幅にふやされるお考えだと思います。国民健康保険に加入されている方は約7,700人であり、そのほかの市民の皆さんは国保会計へ援助していただく形となります。市長はその方々へ、この援助という形になりますけど、どういう説明をされるのか、そのお考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。一般会計からの繰り入れについての御質問でございます。

先ほどもお答えいたしましたように、財政調整基金が枯渇する状況の中で、今後の財源確保は、一層厳しい状況になっていくものと思います。このため、国保に加入いただいております、被保険者の皆さんにも、相当程度の御負担をお願いすることもやむを得ないものと考えております。

しかし、急激な負担増は、被保険者の多くが高齢者であること、また、低所得者が多いことなどを考慮いたしますと、一定の緩和措置も必要であるとの観点から、平成24年度の国保特別会計当初予算におきましては、一般会計からの繰入金を、平成23年度より約1億円加算したところがございます。この繰り入れにつきましては、企業等の健康保険に加入していた方々も、いずれ退職後には、現在の国民皆保険制度のもとでは、国保に加入していただくこととなりますので、総合的に検討した結果、国民健康保険制度を維持していくためには、一般会計からのある程度の繰り入れはやむを得ないものと考えておるところであります。

また、説明責任につきましては、広報やホームページにおいて、本市の国保の現状等を公表し、広く市民の方々に御理解・御協力をお願いしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 確かに若い元気なときには社会保険で、退職すれば国保ということですから、国保の負担をお願いしていくというのは一つの理由で御説明できるんじゃないかと思っております。おっしゃるとおり、ぜひ広報なんかを活用して、しっかりと市民の皆さんに御説明をお願いしたいと思っております。

国保会計は特別会計ですから、考えてみますと、本来独立採算による運営が基本で、国民保険税が50%と国、県の補助が50%ということになっていますが、その医療費がふえれば今後やっぱり被保険者が負担される国民健康保険税もふえるということをしつかりと認識しとかないかんんじゃないかと思っておりますね。

しかしそれと、先ほどおっしゃったように、やっぱり一般会計の繰り出しということになりますが、説明の中でもう一つしっかりやらないといけないのは、繰り出し金額をしつかりと明確に設定すると。それからいつまで繰り出すのか。ずっと繰り出していくのか、あるいは一定期間を決めて繰り出していくのか、その期間をしつかりと明確にして、国保会計以外の方に御説明をすると。市民の皆さんにしつかりをその辺をお示しをするということが必要なんじゃないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりでございます。市民の啓発につきましては、市民の方々が納得いくような形で示していきたい。そのためには、今後どうなるかという繰り出し期間も含めた説得はあるんじゃないかと思っておりますけど、そのためには我々がしっかりと将来的な予測を立てることが大事

なので、このことをしっかり勉強しながら、市民の方々にわかりやすい啓発はかけていきたいと思っております。

それと、何度も申しますけど、市民の健康増進のための施策の展開は大事だと思っております。これがあれば少々保険料とかを上げなくてもある程度、自助・共助の形でフォローできるんじゃないかと個人的には思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 その辺もひっくるめてしっかり御説明をいただくことと、おっしゃるとおり医療費の抑制ということになるんですが、この医療費の抑制というのはなかなかすぐに結果が出ないと思うのですが、一つは国保に加入されている方の医療費削減に向けた取り組みっていうのが、やっぱりおっしゃるとおり必要だと思うんですね。

まず第一は国保加入者の方に医療費負担が高額になってきているんだということをしかりと知っていただくことが重要だろうと思います。そのためには現在の医療費の情報、金額を正しくお伝えしていくことが大切だろうと思っております。現在、医療費通知を2カ月に1回出されておりますが、そこには実際に被保険者が支払われた医療費と受診日数が記載されているだけで、実際に病院で支払われる医療費の総額というのは記入がありません。これはしょうがないです。当初の目的が違った目的でスタートしておりますから仕方がないことだと思うのですが、例えば、3割負担で3,000円の医療費を支払っても、それは感覚的には3,000円の金額でしかないだろうと思うんですね。残り7割の7,000円は税金で補っている、これは我々、自分自身も負担しておるわけですが、この補っている医療費の部分というのをしかり明示して総額を認識していただく。重病の方は別にしましても、1割負担とか3割負担と、この方をみんなで助け合っているんだということをしかりと御認識していただくためには総額を記載していくことも一つのアイデアではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民の方々の周知というのは、国保を理解してもらおうというために大変大事なことと思っております。

高額医療費ですけど、例えば、点滴を受けると一人500万円から600万円の経費がかかるわけですね。市民の方が負担せないけんということなんで、こういう実態をちゃんと知ってもらうことによって健康診断を受けようじゃないかという機運を盛り上げていきたい。来年度あたりからこういう市独自の取り組みをこれから考えていきたいと思ってるんですね。これ人ごとで、わしの健康だから健康診断を受けんでいいというんじゃないしに、安定的な国保にしていくためにはちゃんと受けてもらわないけんのだと、義務だというような感覚は非常に大事だと思っていま

す。そのためには、ちゃんと医療費とかを明確に皆さんに知らせることがあると。御指摘の医療費の通知書の中身についての検討につきましては、いろいろ課題もあると思いますので、いま聞きましたので、検討課題として慎重に対応していきたいと思いますので、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 それでは、次の質問に移ります。今後もふえ続ける医療費や景気低迷で保険料算定となる所得がへっているため、保険料収入の減額を考えれば、国保会計の立て直しは大変厳しい状況であろうと思います。

しかしながら基金が枯渇している現状であれば、一定の基金の積み立ても計画しながら国保会計の健全化計画が必要と考えます。今後の国保会計立て直しに向けたお考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいま議員の御質問にお答えをいたします。国保会計の立て直しについての御質問でございます。

先ほど来、申し上げておりますように、本市の国保も他の市町と同様に大変厳しい財政運営を余儀なくされております。このため、先般行われました国保運営協議会におきまして、平成24年度以降、5年間を計画期間とする「国民健康保険財政安定化計画」を諮問し、委員の方々の承認を得たところであります。

また、本定例会の文教厚生常任委員会においても、本計画を報告させていただくこととしております。また、財政の安定化のためは、市民の皆さんに提唱しております「市民総ヘルパー構想」や「健康あきたかた21計画」の取り組みなどとも連携を図り、特に生活習慣病予防対策を確実に実施していきたいと思っております。また、この「国民健康保険財政安定化計画」につきましても、広報やホームページにおいて公表し、広く市民の方々に御理解・御協力を賜るように考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 財政安定化計画、私も少し見させていただきました。まさに書いてあるとおりだと思います。

特におっしゃるように、医療費の削減。市民総ヘルパー構想の結果は市長がいつも言われるように、公的サービスに係る費用とか、あるいは介護保険料、国民健康保険税の抑制につながっていくのが求められている結果であろうということは重々認識しております。まさに予防への取り組みですから、結果は10年後ということになるかと思うのですが、ただ先ほどから御説明がありますように、医療費の高騰というのはもう年々上がってきていると。平成22年度は医療費が37万6,000円、これは

県内でもかなり高い位置ですね。平成21年度と比較しますと、2万2,000円上がっていると。今後というのは2%から5%で上がっていくと予想を立てておられるわけですね。そのような中で国保財政を立て直していこうと思うと、一つには入りの部分を明確にする必要があるんだろうと思います。積み立てる基金の金額設定を明確にする。

それから先ほども申し上げましたけど、一般会計からの繰入金額も明確に設定する。その上で、平成22年度の一人当たりの医療費37万6,000円で考えますと、これ参考に考えますと、医療費がふえれば税率をアップさせる、医療費が下がれば税率を下げる。そういった仕組みをつくらざるを得ないんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常にわかりやすい御質問ですけど、なかなか難しい。例えば、効果というものを着実に把握しないとそういうことも言えないし、いろんな効果を我々が判断をしていかないと市民の方々に明確に示せんということもございますので、いろいろ難しい課題でございますけど、行政としてはちゃんとそれに挑戦していきたいと思っております。

ただ、私が来年度にやりたいと思っているのは、原因の一つで高額医療というのがあるんですけど、この原因を明確にしてそれを少なくするためにはどうするかということをやっぴり行政としても市民の皆さんと考えていかないけん。こういうことから手始めにやっていきたいと思ってるんですね。高額医療というのが非常にいま大きなウエートを占めていますので、成人病とかがんとか、こういう早期発見が医療費の軽減につながるということをしっかり考えていきたいと思います。

それから、以前から論議されていますジェネリックの話もございまして、総合的に市としてどういうことができるかということを検討してまいりたいと思っております。

先ほど言われた部分の、医療費が何ぼ下がるから何ぼというのは考えて受けとめますけど、来年に結論を出すかと言われたらなかなか、その方向では検討しますが、定性的にはあらかずことはできますけど、定量的に何ぼというのは非常に難しい課題もありますので、うまく出せればまたこういう場を通じて公表させてもらいたいと思います。御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 基金の設定と一般会計からの繰り出しと税率アップ、入りの部分はこれしかないわけですが、一つにこの一般会計から継続的に金額を繰り出すとなると、その繰り出し分ってというのが一般会計に単純に上乘せしてくるのであれば、これは財政健全化計画の計画が狂ってくるんだろうと思うんですね。例えば、4億円毎年繰り出すとなると、当然その財源確保ということを考えなきゃいけないんだろうと思います。

御家庭でも一緒ですね。急に倒れられて医療費がいるわとなると、当然、何かの支出を抑えられると。切りつめられるということでしょうから、これは全く今回の行政でも一緒に、財政健全化計画をしっかりとやって、市民の皆さんに安心をしていただくということが必要だろうと思います。

そうしますと、その費用捻出のために継続事業の見直しとか、あるいは委託事業の見直しとか、補助金のあり方とか、いわゆるスクラップ事業の追加や規模の縮小を行って費用を捻出することが必要になってくるんじゃないかと思います。増税というか、国保会計は特別会計ですが、いまの国の消費税のアップを見てみましても、上げる前にまず行財政改革だろうというのが皆さんが国会に対して怒っておられる。こういうちょっと見方とは違うかもしれませんが、やはり我々も同様の目で見られているということはちょっと持つておかないけないんだろと思うんですね。

平成24年度の予算総額を見る限り、そういったお考えが入ってないように見受けられましたけども、もしそういうお考えが入ってないのであれば、第二次行革をもう一度さらに厳しく見直して行革を推進していくということが必要なんじゃないかと思うのですが、その辺いかがでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成24年につきまして、施政方針でも申しましたように、事業を市民の方々に理解してもらうためには、まず行財政改革の推進ということをやっています。その中でも民間活力を考慮したところをメスを入れた画期的な改革をやっていくんだということは表明はさせてもらっております。

また、いろんな事業の展開をこれから見直す、やめるとかいつでも、そのことはまずはもう一回原点に戻ってから見直してみないと、これは合併推進計画の中でも議論されたことなので、これを今度やめるということになるとまた大きなこともあるので、ここは慎重に扱っていきたいと思っております。やらんというんじゃないしに、そういう立場からしていきたいと。

逆に、先ほど質問があったように、道路とかいろんな新たなものも出てきていますので、この辺の整合をしないといけないと困るので、非常に大きな課題でございます。議員がおっしゃるように、徹底した行財政改革をやりながら、次の事業の展開もこれから図っていく姿勢はしっかりと持つていきたいと思っておりますので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 6町時代から持ち寄っている事業とか、そういうもののいろいろ小さいものも一つ一つ見直して積み上げていくことが大事なんじゃないかな

と思っています。

それから、先ほどからおっしゃっているように、もう一つはやっぱり高額医療の話もありましたけど、いかに医療費を下げるかということが最大の課題だろうと思っています。一つには、先ほども申しましたけど、国保会計の実情を皆さんにしっかりお示しするということと、もう一つは、先ほどから市長が何度もおっしゃっていますが、予防意識を皆さんにどう持っていただくかということになるんだろうと思うんですね。どうしても市民の皆さんに、まずは国保事業の現状や医療費の実態を説明する。それから健康づくりへのアドバイス、生活習慣の見直し、介護予防などへ助言していくことがとても大切になるんだろうと思うんです。

そういった意味で、現在、保健推進員の方が支所におられるんだろうと思うのですが、ただ支所におられて、やっぱり待ちの状態じゃなくて外に出ていく。例えば、地域振興会の集まりがあるとか、あるいは敬老会の集まりであったりとか、PTAの保護者の集まりであったりとか、そういう積極的に前に前に出て行って皆さんに実情をお話ししたり、予防のお話をしたりと機会をとらえて、私はあそこで待つよりも前に出て行かれたほうがいいんじゃないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどから同じようなことを答弁してますが、私も同感でございます。医療費をいかに抑制していくかというのは大きな課題だと思います。そのためには、議員御指摘のように、実態をちゃんと市民の方に知ってもらおうと。それから、高額医療とか医療費の今の実態、予防に対する意識をしっかり持ってもらうことと。このことでございますので、これは今後、徹底していきたいと思います。消極的じゃなしに積極的に見ていったらどうかということでございますので、関係機関等も含めて、こういう状況の中でまたお話をしていきたいと思っております。御提言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 もう一つアイデアがあるんです。なかなか「呼んでください」と言っても呼んでももらえないんですね。こういう予防の関係って。なって初めて相談に行くというのが実態で、なかなかこういう予防段階でいろいろ講師の方に来ていただいて説明していただくというのは参加が非常に少ないと。そういった意味で考えますと、栄養士さんとか、あるいは保健推進さんと呼んでいただいた地域振興会とか各種団体がありますが、そういうところには一つ御褒美を出していくとか、せっかく補助金を出されておるわけですから、そのインセンティブをつけるというか、そういうところにはプラスアルファをちょっと考えていくとか、何かそういった仕組みがないと、なかなかこういう予防段階での講演というのが難し

いんだろうと思うんです。そういったちょっと違った視点から皆さんを引きつける対策というのをやられてみたらいかがと思うのですが、どうですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 そういう集まりが大事だということは承知しております。私も吉田町長時代から、予防福祉という提示をしてから「いきいきホーム」というのを提唱しておったんです。これは介護保険がないときからこれをやったわけですけど、介護に支援というのが出てきてから全国的に始めたわけですね。安芸高田市も、前の市長さんも支援ができるようにやられましたね。当時、吉田町はそれができる前から、いきいきホームというのをやっていました。これは地域の方々が集まって、向原町もちょっとやっておられたんですけど、いろんなお話をしたり、いろいろなゲームをしたり、本を読んだりというような集会所の場であったわけですけど、これは非常に、さっきの予防の意識の実態をつかんだりということに役立ったと思います。今もその仕組みは安芸高田市にあるんです。予算は少なくしてはいますが、この辺のところを重点的にもっともって御褒美をあげるとか、講師さんを招くんだったら支援をしてあげるとか、こういうことが言えるんじゃないかと思っております。こういう市民の積極的な動きをしっかりと大事にすることによって、議員さんがおっしゃるような説明責任を果たしていけるんじゃないかと思っております。どんな御褒美を与えるかというのはちょっとこらえてもらいたいんですけど、それも一つの手法の一つとして考えてみたいと思います。少ない予算を提供しているわけでございまして、要は、病院に行かないように、あなた、行くところはこっこのいきいきホームですよという展開に持っていきたいと思っておりますので、しっかりこういう方向で考えていきたいと思っておりますので、どうか御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 医療費に払うよりはそっちにお金を使って行くほうがはるかにプラスですが一時期はどうしてもやむを得んと思うんですね。同時で行くようになりますから、ぜひ考えていただきたいと思っております。

それでは、2点面の光ネットワークの導入効果について伺います。通信インフラという言葉がありますが、もはや通信技術は水道などと同等の生活インフラの一つであろうと思っております。高速大容量の通信が可能な環境整備は、生活費が高い都会より生活費が安い地域に優位性が出、新たな事業としてのソフト開発等、新規事業の誘致を考えることができるようになると思っております。光ファイバー導入後の企業誘致の考え方を伺います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長　ただいまの質問にお答えをいたします。光ファイバー導入後の企業誘致についての御質問でございます。

従来、企業等における生産の三要素は、土地と労働力と資本、いわゆる、人、物、お金と言われておりましたが、現在ではそれに加えて、「情報」、光ファイバー網による情報通信基盤が必要条件・絶対条件の一つとなっております。

今や企業においては、インターネットを利用したキャド・電子図面や電子データのやりとりなくしては、企業の経営活動に支障をきたすことになると言っても過言ではありません。

当市は、中山間地域に位置はしてはおりますが、中枢都市の広島市に隣接をいたし、国道54号線、中国自動車道、JR芸備線等多様な交通・流通手段が確保されており、交通の利便性は比較的良好でございます。また、今後、地域高規格道路東広島高田道路の整備により、利便性がより向上し、東広島市方面や広島空港などへの連絡性の強化が見込まれます。これに加え、情報通信基盤の整備により、多様な交流の促進や、人口流入の受け皿、企業誘致の促進など地域振興の誘発を図ることが期待できます。

製造業企業の誘致のみならず、現在の情報化時代にあわせたソフト開発事業者やベンチャー企業の誘致にも積極的に取り組みたいと考えております。光ファイバーを利用した情報通信網は、時間と距離を超越することで、地理的、空間的な制約を克服できる手段として、その活用能力は極めて大きいものがあります。

いずれにいたしましても、地域及び企業の活性化等の対策として、現世代はもちろんのこと、将来の安芸高田市を担う若い世代の方々にも魅力が持てる安芸高田市を目指して、光ネットワーク整備事業を推進してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長　以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員　光ファイバー導入の最大の効果というのは、若者定住のための企業誘致である、この40億円の投資っていうのはまさにそこにあるんだろうと思います。もう一つは、先ほど交通の利便性とか、いわゆる旧来型の製造業といったように、なかなか今の製造業というのは円高であったり、それから熟練のわざとか繊細な技術っていうのが、これは非常に日本企業の強みだったんですが、そういったものが数値、情報に置きかえられ、いわゆるデジタル化になってしまって、これはどこの国でも同じ設備があれば同様の品物、いい品質の品物ができるということで、製造面が非常に厳しい環境にある。電気の決算なんかをみてもそうですが、そういう結果が如実にあらわれてきておるんだろうと思うんですね。そういった意味で考えますと、従来型の製造業の、大きくなって言ったらあれですが、誘致っていうのは非常に厳しい環境にあるんだろうと思います。

今から先を見てみると、もう一つのほうも、先ほどおっしゃったソフ

ト開発事業者、そういった新たな業種の企業を積極的に誘致していくという方向に光を導入されるのであれば、私は変えるべきだろうと思っています。これからを見たときには、一つはエネルギー関連事業でしょうし、一つは情報通信技術の活用、ICTとよく呼ばれてますが、ICT関連が大きく成長するんだらうと思います。現在、GPSは米国の衛星を使っていますが、日本製も1機飛んでおるんですね。これを2010年の後半には4基にすると。日本でもGPSを日本版のGPSを計画している。ICTっていうのはどんどん広がりを見せてますが、いわゆるそういう技術を活用する、ソフト開発、それから昨日きょうとテレビで騒がしていますが、大手企業や観光地をねらったサイバー攻撃、そういったものの防御ウイルスとか防御ワクチンとか、あるいはパソコン上の交流サイトがいま活発になっていますが、そういったもののセキュリティー対策、それからスマートフォンが非常に広がっていますが、その中にあるアプリケーションの数っていったら莫大なものがありますが、そういったアプリの開発とか、切りがないほど情報関連の業種は伸びる可能性があるんだらうと思います。

日本人の発想というのは、なかなか物づくりのほうから抜けきらんのですが、そういったソフト開発事業というのが今後大きな成長分野に、私は日本が変わってくるんだらうと思ってるんですが、そういったソフトウエアの、これはベンチャーもいろいろ小さいところもありますが、そういったところを引きずりこんでいくというような方向に重点を絞っていかれるべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、いまこのたびの光ファイバー、既存の企業さんにみてもらうということもございます。例えば、図面の転送とかキヤドとか全然違ってるわけですから、逆にこれがなかったら企業はもう安芸高田市におらんと、もう何社も言って来たぐらいですから、今まで光ファイバーをやらなかったのがおかしいぐらいのことなので、こういうことです。

ただ、これからの企業誘致といいますと、やっぱりさっきの物づくりから情報関連のほうに転換していくべきだと思います。このことをしっかり思いながら、企業誘致をこれから図っていきますけど、幸い、このたび誘致される光ファイバーですね、近隣の市町の光ファイバーと比べてスピードがちょっと速いというのを聞いております。こういう早かったらどんな企業が有利になるんだらうとか。例えば、東広島に企業があったら、うちのほうが早いからこっちへ移らんかということもできるかもわからんです。それが有利な、企業だって違うんですよ。やっぱりこの依存度が。こういうような依存度が高いようなものを専門的な立場から情報を得て、確率の高い企業誘致をやっていきたいと。これこれができるとは申しませんが、確率の高い企業誘致をしていきたいと。

それと攻め方としては、このたびのふるさと応援の会なんかでも比較的この安芸高田市出身者でこういう企業に携わっている人がおるかもわからないので、そういうところの誘致も展開していきたいと思っております。

この安芸高田市は非常に今まで交通の便は悪い、それから水もない、いろいろなことをしたんですけど、今度、光を有効活用した企業誘致、強いては若者定住につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 おっしゃるとおりで、非常に競争力というか、この地域からも出るわけですね、そういうことが。家賃は安い、自然環境はいい、まさに都会の方が求められるいやしの空間を我々は持つてるわけですね。それから、子育てでも、この前テレビで言ってましたけど、子育てでも、出生率は、東京都は0.5%ぐらいだと。我々はおるかに高いわけですから、そういった安く住宅を提供し、それから働く場所。働く場所ですね、これは安芸高田市は遊休施設が非常にたくさんあります。向原でいえば、農林振興センターなんかもあるわけですが、こういった施設もできる限り安く提供していく。そして、子育て世代の支援を強化していく。

光ファイバーの導入っていうのは、どちらかと言うと、安芸高田市は後発組になりますから、いわゆる差別化したサービスを、情報発信をどんどんしていったって、光が通るころに関心を持って知ってってもらうというようなサービスの提供というのをぜひ検討いただいて、情報発信をしていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 全く同感でございます。後からやったからいいんだというようなことのメリット化をしていきたい。幸い、職員が頑張ってくれて、あらゆる公共事業へ乗れんと思ったんですけど、ちゃんと今度は乗るようになりました。事業がなかったんですけど、こういう基金をうまくこっち、安芸高田市のためにやったんじゃないけどそういう結果になってから非常に喜んでるところでございますけど、これも後からやったらデメリットだったんですけど、これも後からやってもそういう費用的な負担は受けることができた。

それから、先ほど申しましたように、後からやることによって技術の進歩がございまして、速度とかそういうもの、それからこのたびも情報特化してますけど、情報特化によってもいわゆる北広島とか三次がやってるテレビ特化の話とほぼ変わらんようなサービスが提供できるというような利点も生かせると思います。

それから、やっぱり防災危機管理にかわるものとして大きな役割も果たすと思っておりますので、十分に後からやったことを理解していきたい。

もう一つ、情報管理の本社機能を、先ほど議員がおっしゃったように、中山間地域でもいいじゃないかと。大きな港がなくてもいいじゃないかということを書いてもらって、こういうことになってますけど、このようなことも利用しながら、この安芸高田市のいいところをこれから全国的に発信していきたいと。このことがこのたびの神楽公演とかがつながってくれば、おお安芸高田市といえば例のあのぶんか、というぐらいいけば話が、相手へしやすいということでございますので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 あと、空いている施設の有効活用をぜひそういったところで。ソフト開発というのは大手が来れば別ですが、ふつうパソコンがあって、普通ベンチャーを育てようと思ったらそんなに大きなものは要らんわけですね。そういったところをぜひ御活用もあわせて情報発信をしていただきたいと思います。

先ほどもおっしゃって、私も全く同感なんですけど、このベンチャーを育てるということですね。光ファイバーの導入によって、いわゆる企業家を育てるということも一つには視野に入ってくるんじゃないかと思うんです。我々ができる範囲で。そういうことを考えますと、情報関連のアイデアコンテストなんかをやって良いアイデアには補助金を出して、いわゆる企業家を育てると。これよくよその市町でもやっておりますが、こういったことをやってそういう環境をつくれば、若い世代にとっても魅力のあるまちに写っていくんじゃないかと思うんですね。若い世代が関心を持ってくれる仕組みをつくと、それがひいては定住につながる仕組みに結びついていくと。

それから、さらに日本ではなかなかやってないですが、子どもたちに対する、いわゆるソフト開発なんかの勉強とか、そういうものに結びついていけば、この光ファイバー導入後の世界がどんどん広がってくるわけですね。私は、大変これは大きな可能性を持っている事業だと思っておりますし、ぜひ、応援していきたいと思っておりますが、ぜひ、若い人のアイデアを積極的に取り入れるような仕組みをつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この光ファイバー、特に若い人がこういう使い方、我々よりも大きな知識を持っているわけでございます。この若い人がやっぱりこれをうまく活用してくれんと何の意味かもわからんようになってきます。

私も非常にいま興味を持っていることは、お祭り一つにしても、従来、お宮さんとこへ総代さんが集まって、というお祭りの形態も悪くはないんですけど、非常に若い人が離れてくるような状況です。向原に、先生御承知かわからんが、アート祭りがあるんです。これはインターネット

を利用して、若い人の提案を受けながらこの祭りを運営していくということ。年々参加者がふえてるんですね、これ。どうしてふえてる。私のところへ要望に来られたのは、ふつうのところだったら舞台をつくってくれとか、その施設の運動場をつくれとか来るんですけど、あそこで私が4年間でしたことはコンセントをつくっただけなんですけど、若い人が来て、あの川を中心にお祭りをやるわけです。自分らの発想で、自分らの店舗を自分でつくってというような。それで人が年々ふえるんですよ。私はここへ行ってあいさつするとき、雨が降ったらきょううれいってあいさつしとったんですよ、どっちか言ったら。これまたふえとるって、また駐車場が少ないって私怒られるんじゃないかと思って。だからきょう雨がふったから駐車場のことを言わんけ、ええじゃないかと冗談を言ったことがあるんですけど、このようにそのインターネットとかいうものが非常に若い者の中には定着していると。我々にとっては非常に遠く感じるんですけど、近く感じるんで、このことをまちづくりに生かしていかないけんと思っております。安芸高田市の古き伝統を生かしながら、若い人のああいうようないい知恵を導入すると。そのためには、このインターネットが大きな武器になると思っております。これをまちづくりに使わん手はないと思います。もっともっと若い人が参画するためにはこういうことを我々が理解していくことかなといま感じているところでございます。

我々がそういうふういろんなコンテストとかいろんなことに若い者が入ってくる仕組みをつくったら、また意見を聞けると思いますので、まちづくりに生かしていくということはこれから大事なことと思っております。本来の手法を全然無視するというんじゃないしに、本来の伝統を生かしながら、若い人の意見も入れていくというのがいいんじゃないかと思っています。

私いろいろ美土里とか高宮とか吉田町とかに行ってますけど、なかなか従来の祭りはやってるんだけど、若い人が少ないという日もあります。いかに、どうしたら若い者が集まってくるかということです。若い者が集まってくるということは、今度は定住につながっていくということになりますので、その原点のところは少し挑戦してみたいなと思っております。

議員おっしゃるとおり、若い人が光がいいんだと言ってくれんこの意味がなくなってきました。できるだけこのことが定住につながるように、やっぱり大切な道具ですから、啓発をかけていきたいと思っております。御理解してください。まだ私も余り情報がないものですから、こういう手法がいいんじゃないかということが言いきれませんが、これから勉強して、これは非常にいいことになったと言えるような施策の展開をしていきたいと思っておりますので、御理解してください。

ただこのことによって、非常に企業の方が喜んでおられるのは確かです。いろいろ企業の方が来られますけど、一応、前提はこの光をと言っ

ておられます。このぐらい、これはいまからやっても遅いぐらいということなので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 先ほどアート祭りの話がありましたが、ことしはあそこの石段までいっぱいになりそうだ、というのがフェイスブック、いわゆる交流サイトの中で参加者の皆さんがいろいろ議論をされています。その中でもう参加がどんどん募られておると。そういうことがありますので。

それから広島県もフェイスブックはやられておりますが、安芸高田市はまだそういうのがないと。どっちかと言うと、まだまだ安芸高田市っていうのはそういう情報通信面から言えば後発組になってますので、ぜひ積極的に追っかけていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。光ネットワーク事業における防災情報サイトは、災害の影響で光ケーブルが切断したりすれば、その機能は発揮できない状況になります。また、現在の据え置きタイプの端末であれば、家を一步出た瞬間から情報入手が困難となります。災害発生時の情報は、一緒に移動できる携帯端末も合わせ、活用が必要と思いますが、市長の御所見を伺います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。災害発生時の情報入手発信手段についての、御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現在計画しております光ネットワーク整備事業につきましても、告知端末機器が据え置き型で、光ファイバー網も有線であることから、大規模な災害等により断線した場合、通信は遮断します。

現在、避難勧告などの災害時の情報伝達手段の一つとして、気象庁が配信する緊急地震速報や、市が配信する災害・避難情報などを携帯電話を利用して、メールで緊急速報する、いわゆる「エリアメール」の運用を行っているところであります。しかしながら、こうした、サービスを受けられる方は、携帯電話または携帯端末を所有しておられる方に限られ、災害発生等緊急時に市民の皆様にくまなく情報をお伝えするには、自主防災組織や消防団等関係機関の皆様にご相談をいただけないのが現実でございます。

携帯電話及び携帯端末は、月額の利用料金が発生いたしますが、情報発信、情報取得手段として非常に有効なツールであることから、今後、包括的な緊急時の情報伝達手法を検討したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 おっしゃるとおりで、以前は行政懇談会か何かで質問がありましたけ

ど、停電になったらつながらん、電柱が倒れればつながらん、ケーブルが切断されれば当然つながらん。当初の情報としてはいくんですが、実際に、例えば、大きな災害が起こったときというのは全く情報が入らない状況になると。おっしゃるとおり、防災組織に頼っていくということになるんですが、いまの携帯の加入にしましても、安芸高田市の加入率は調べておりませんが、もう日本では日本の人口より上に携帯電話が出ておるといような状況ですから、かなりの方が持たれておるんだろうと思うんですね。特に、今回IP告知端末で情報発信されるということですが、情報発信の全体像がよく見えないと。

例えば、私が持っているスマートフォンですと、何が見えるかっていうと、土砂災害の起きそうな地域っていうのがちゃんと地図上にあります。これは安芸高田市のホームページでも出ておりますが、携帯で見ることができます。それから、地震が来そうなNHKの予報が入ると自動的にこれも教えてくれる。あるいは、雨量が30ミリ、50ミリになると設定しておけば自動的に教えてくれる。それから避難場所も地図上にちゃんとあらわしてくれる。携帯電話を持ってます位置情報がありますから、ここから避難場所への誘導もナビゲーションのように声で言ってくれるわけですね。車を使えば車の案内をしてくれる。これらが別々のアプリであるわけですが、それらを一つにして使えるような形に進めていく必要があるんだろうと。これ、北広島町がアプリをつくってると思いますが、これまだ不完全な部分です。一つにはそういった全体を見た情報の発信の仕方っていうのがあるんだろうと思います。

それからもう一つは、メールですね。これは80歳過ぎた方でも非常に使われてるんですね、携帯メール。私の母親も80歳過ぎてますが、メールで頻繁にもう着信音がばんばん鳴っています。このメールの活用というのが非常に大事だろうと思うんです。例えば、災害が発生したときの子どもさんなんかの状況も保護者にとっては非常に心配なわけですね。学校にいるのか、帰ってるのかと。こういうようなものも一発学校からメールが発信されれば保護者に届く。

そういったメールなんかも考えながら、あわせてだれでもいつでも情報を受け取ることができるというような防災情報全体の計画がいるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょう。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 光ネットワーク、地域によっては長所・短所もございまして、短所の部分はさっきの携帯電話とか、メールを含め、そういうようなもので補うとか、いまの自主防災組織とか、こういう連携をうまくこれから考えていきたいと思っています。総合的にどうあるべきかというのは、いろんな手法を総合的に判断して、安芸高田市の安全管理・安全情報はこうだということの方向でいきたいと思っております。

安芸高田市がこの光によって災害時に困るわけではなく、全国的な話な

んですけど、その欠点を補う手法は、やっぱり携帯電話等で補うことはしっかり行政としても考えていきたいと思いますので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉議員に申し上げます。持ち時間、2分を切っておりますので、質問をまとめていただくようお願いいたします。

○児玉議員 ぜひシステムのほうはお願いしたいと。

それから人員のほうです。いま見ると非常に人数のほうが戦力的には不足しておるんだらうと。光導入にあわせて、人員の増強もお願いしたいなというところであります。

それでは、次の最後の質問にはります。これは先ほど先輩議員も聞いておられますので、簡単にお聞きいたします。通学時の安全確保について。子どもたちの通学は、不安な出来事が多い昨今、安全面の観点から地域でまとまり登下校しております。車両に巻き込まれた事故があれば、一度に多くの子どもたちが犠牲になるのは、全国での事故の状況を見ても明らかです。市内小中学校周辺の歩道の整備状況の把握と未整備地域の歩道の整備は喫緊の課題と考えますが、市長の御見解を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。通学時の安全確保についての御質問でございます。

我が国においては、急速に少子・高齢化社会が進行しておりますが、本市においても例外ではありません。将来の安芸高田市を担っていく子ども達の安全・安心な生活環境を整備していくことは行政の課題でもあります。

議員御指摘のとおり、小中学校への通学途中で、歩道の未整備が原因による事故等で犠牲になることがあってはならないことは言うまでもありません。安芸高田市内の小学校13校、中学校6校周辺の通学路を見ますと、道路管理者の違いにより、国道、県道、市道とさまざまな形態があり、歩道の整備状況についても安全性の高い道路もあれば、危険と隣り合わせの箇所も見受けられます。

広島県の交通統計による子供の交通事故発生状況を見ますと、歩行者は小学校低学年の発生件数が多く、自転車は中学生に多いという結果が出ております。平成22年に安芸高田市次世代育成支援行動計画を策定いたしました。基本目標の一つの中に、安全で快適な道路環境の整備事業として、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全対策の充実を掲げております。

従いまして、御質問にありましたとおり、小中学校周辺の歩道の整備状況を、いま一度関係者と一緒になって、土地関係者の理解が得られる所から点検いたし、市道については、待避所を含め、交通安全対策を検討するとともに、国道、県道については、それぞれの道路管理者へ要請

を伝えてまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
児玉史則君。

○児玉議員 以上で質問を終わります。

○藤井議長 以上で児玉史則の質問を終わります。  
この際、2時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
16番 入本和男君。

○入本議員 16番、あきの会、入本和男です。先の通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。

福祉サービスと書いておりますが、特に、高齢者の個人情報是非常に各部局との共有が必要とされていますが、共有はどのような状況であるか、お知らせを願いたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの入本議員の福祉サービスについての御質問にお答えをいたします。特に、高齢者の個人情報について、各部局との共有をどのように行っているかとの御質問でございます。

高齢者や障がい者など、特に援助を必要とする方が、地域のどこに、どのように暮らしておられるのかを適切に把握するとともに、災害時の緊急時に迅速、かつ適切に対応できるよう、行政の関係部局はもとより、民生児童委員協議会等の関係機関とも、必要な情報の共有を図り、日ごろから積極的な安否確認や相談、支援等を行う取り組みを推進することが、真に災害に強い福祉のまちづくりを構築できるものと考えておるところであります。

本市におきましても、現在、総務部危機管理室において、災害時における要援護者支援システムの構築を図っておりますが、システムに登録する要援護者情報については、福祉保健部が持つ障がい者情報、要介護認定情報、また、ひとり暮らしの情報等については、市民部の住民基本台帳情報を活用するなど、情報把握を行っているところであります。

また、行政のみでは把握することが困難な情報、例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報などについては、民生児童委員へ依頼することにより、その把握に努めているところであります。

また、地域においては、担当の民生児童委員、市社会福祉協議会、老

人クラブ、地域振興会等により、日常的な見守り活動も行われており、こうした活動の中から情報を把握することも大切であると考えております。

ただ、その際に個人情報保護への配慮も必要でありますので、情報収集及び利用にあたっては、安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行い、承認を受け、適正に運用を行うこととしております。特に、収集した情報を外部に提供する場合は、提供先に対し、個人情報保護条例等の関係法令・規則を遵守し、提供する情報の適切な管理を行うよう指導を行っておるところであります。

今後もひとり暮らし高齢者等、地域で支援を必要とする方が、住みなれた地域で安心して暮らせる地域の実現を目指して、関係部局、及び関係機関と連携して情報の共有を図り、施策を展開してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 いま具体的な部局の名前が出てきてないんですが、実際、生命と財産を守るという一つの消防署ですね。そういうところの名簿は老人だけじゃないんですが、家族の情報もないと、災害また火災のときに何名おられて、どういう状態かということも必要なんですね。そうか言うても、社協も現在そういう市長さんが言われる市民総ヘルパー構想の中で活動されておるわけですが、その情報。また、いま言われた消防署、警察、民生委員。まあ自主防災が一番地域の情報を持って、このうちで何人おってこのうちにはどういう状況だというのが一番よく把握されておると思うんですよ。しかしながら、現在では行政が社協に委託しておる。それからまた行政の配下にある消防署、国からの民生委員さん、警察、こちらへの具体的な自治体とまたそういう団体、そういうところの共通した情報を維持していないと、いま言われたような情報が生きてこないということがあるんですよ。

例えば、災害のときでも危機管理室も配付物がありますよね。それから社協も配付物があるんですよ。それが社協が仮に災害また火災があったときに、個人情報だから言われんという状況もあるわけなんですよ。いま先ほど同僚議員がネットのことを言われましたけど、ボタン1つ押せば、火災の場合は何が用意してあるか、災害の場合は何を用意してあるか、何を持っていかないけんかとすぐ一発で出るような、やはり市民を守るためには、確かに個人情報の保護は必要ですけど、市としてはいまの最低、危機管理室、社協、消防署、警察、そこらはやはり同じ条件のものと情報を私は必要だと思いますが、その点について、市長さんはどう思われますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 災害時によって情報をいろんな機関が共有することは大切なこ

とであると思います。ただ、このあいだも弁護士に聞いたんですけど、見解がちょっと違うんですね。個人情報で守らないけんものと保護するものと発信していいものと、その辺のことの整理をしていきたいと思っています。これを明確にすれば、ちゃんとその情報ができると思います。民生委員の方々もせっかく知ってても個人的な情報は出せんとか、こういうことになるので、不安感を与えるようなことになっていますので、行政のほう为抓手勉強して、この情報は出してもいいというような決断が要るんだと思っています。そういう意味でも、専門家に聞いてもなかなか境界を明確に教えてもらえんということが現況でございます。そうは言っても、安全・安心のまちづくりには欠かせない情報でありますので、これからも明確な判断ができるような情報収集をこれからもしていきたいと思っています。できるだけ市民の皆さん方が安心して暮らせるよう、情報開示につきましても理解をいただけるように努力してまいりたいと思っています。

今さら何を言うかとおっしゃるかもわかりませんが、合併してからうちができて今までやってないことなので、非常に難しい課題ではあるということは理解してもらいたいと思います。いろんな方々が、何でもこんな情報を出したんだとかいうこともございます。このことをしっかり行政も勉強しながら、できるだけ議員御指摘のことに応えられるように頑張っていきたいと思っていますので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 先日、市長さんは2月4日のミューズで、福祉と人権のまちづくりの講座の中で話をされた中に、市民総ヘルパー構想の原点は何かといたら、隣組と。そうすると、これだけで事が済む問題ではないんですね。それをやろうとされて、500人か1,000人か目標とされようとして、安心生活創造事業というサポート事業ですね、このうたい文句の中で、この生活サポート事業の巡回訪問月1回の無料。これはこのテーマでいけば振興会で十分対応できることなんですよ。わざわざ20時間も講習を受けなくてもできることなんです。だから、振興会の充実が生命と財産を守るのにいち早く、自主防災もそういう意味では、災害時のときに救出された6割が、家族や近所の方々が救出したというふうになっておるわけですね。そういうので自主防災というのが必要なんですよというふうに訴えられておる。また、隣組も必要です、ということはこのサポート事業をされるのにおかしな話なんです、実態把握調査をなさいと。この生活サポート事業の中で、健康状態、そういうふうな資格は持ってないですよ。このケアマネがするような、こんな実態調査は。

そういうふうにして、情報というものがあらゆるところから出ておるんですよ。それで、生活に苦情があったら訪問員に言いなさいとか、各支所に言いなさい、社教に言いなさい、そして本所が、地域福祉課が処理するとか。それから、お太助ガイド、これはどこがするかと言ったら

高齢者支援がするとか、それで連絡先がどこかといったら、また違うと。

仮の生活サポート事業の中でのお太助サポート帳というのをこのたびつくられましたけど、補助金がなくなったから商工会からスポンサーを募って、これによって運営基金をつくるんだという。高齢者の虐待とか、そういうものの連絡先が支所並びに市役所、また在宅介護支援センター、社協ではないんですね。

それから警察にとっても、やはり現在安芸高田市の高齢者の返納優遇措置でお太助ワゴンをやっておられますけど、そういうものの中でどなたに連絡すればいいかといったら、警察ともそういう情報を行わないとこういう優遇措置がありますよと、免許証を持っておられる方にこういう優遇措置がありますよということも言えないと。

だから、やはり市民の生命または財産を守るためには、最低限の情報は供用していないと、これは資料だけ見ても、これは一部の資料ですけどばらばらなんですよね。やはり何かあったらどこに言えばいいかというのが一番原点にあるわけで、現在、各部局と言われましたけど、私は各部局とは危機管理室、社教、消防署、警察、それが対応できる一番の最低共有しておかなければならない。そして、情報を得るには、いまのように民生委員さんとかボランティアの人とかそういうところから情報は得なければなりませんけど、その問題点をクリアするところに市長さんの手腕があるわけですから、そういう点においては、もっと情報というものをせっかく各部局が持ったのが活かされない状況になっておるというところに、私は大きな課題があると思います。再度伺いますが、そういう問題をクリアしてでもやらなければ、私はいま言われる高齢者に優しい、また福祉に対する、また市民に対する安心・安全というものは生まれて来ないと思いますが、いま言った最低4つの部局とは共通の個人情報を維持するという明言が欲しいわけですが、ある方面でいろいろな形での安心づくりと言いながら、部局がてんでばらばらであるということでもありますので、その点について、再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 そのことについては、私も市長就任以来、感じるところでありまして、これ合併以来の課題でございまして、社協の役割とか、民生委員さんの役割、いろんな団体の役割というものがいまいち明確になっていないと思っております。

各部局においても、今までは補助金があるから事業をやったというような展開でございまして、なかなか連携がとれていないと。このたびでも婚活住宅をやりますと、今度は環境の絡みもございまして、こういう安芸高田市の弱いところもございまして、今後、こういうことがないようにしっかり状況を把握しながらしていきたいと。

それから、警察とか消防署とかの連携につきましては、やっぱり警察

は情報の開示、程度が全然違いますので、うちが求めている情報は言うても出してくれません。いろんな話の場によっては、お手伝いをしてもらえますので、こういうことを勘案しながら、今後の情報を一本化には進めていきたいとかように思います。御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 私は以前から振興会の充実を言っておるわけですが、地域においては、あんた歳何ぼかいの、78歳よと。車を運転されておるか、されてないかは振興会ではわかるわけです。無理に警察にもらわなくても。それからひとり暮らし、これも振興会であれば、自主防災をつくれればお互いに情報を出して、これもわかるんです。

このたび、市のほうから社協に委託された調査内容というものが、行ってみたらもうそこにはおってんない、施設に入っておられると。これも振興会だったらわかるんですよね。そういうものの情報の取り方をして、振興会ではこの活動を使いますから、どうぞ市のほうで使ってくださいというふうな了解のもとに個人情報というものを市民の安全のためにとろうとすればできるわけなんです。それで今現在やっておられる見守り隊の分でもですね、嘱託員が本来はその行政の仕事を嘱託するというふうに条例の中にもうたっておりますけど、本来は、その嘱託員がその市の行政連絡事項及び市長において必要と認めた事務を行い、行政嘱託員はその事務を補助するとかいうふうにちゃんと嘱託員の仕事として書いてある。それで我々が受けた事業には、そういう調査をしなさいという規約はないんです。だから、そういう難しい文章を条例とか、いまのように警察がくれんとか、一番みやすい信頼のある振興会を充実するために、そこに方向性を持って行って、地域は地域でできることをやりましょうと。行政はそのかわりわずかですけど、現在、リサイクルでアルミ缶に補助金を出したりしてますよね。そういう形のほうがよっぽど地域の団結力も生まれるし、地域の安全も生まれて、また情報も安心して使えるという方法論がありますが、現在、自主防災もかなりの設立状況になっていますが、振興会は100%その自主防災をつくって自分たちの地域は自分たちで守るんだと。そのためには行政が現在応援しておる部については、たくさんのお太助の内容を一括して、常会で身近に話ができ、また講師を呼んで話ができるという一番振興会の充実が、私は基本にあると思うのですが、その点について、方法論についてはどのようにお考えですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員おっしゃるように、いまの振興会の組織が全部同じ、一様であれば、甲立の振興会と、高宮の振興会と、安芸高田市の振興会と、それぞれ温度差がありまして、問題を掲げておる歴史も違うところがございます。一概に、振興会にこれを預けるという条件にもなっておりません。

将来的には、そこらを理解してもらって振興会に預けると。

嘱託員もそうです。嘱託者によってはちいと中の町内会的なことも世話をされますけど、ある嘱託員さんはものを配るしかせんとか、非常に温度差があるような状況です。こういうバラバラのときに、同じものを統一して渡したら、サービスもまた差も出てきます。だから、まずは確実にやってもらえる組織を我々がつくっていくことが大事だと思っています。振興会と言われてもお祭りをやっている振興会とか、地域の悩みを聞いて地域の要望活動をする振興会とか、私のところはいろいろあります。温度差があるので、合併してからずっと何年か、そろそろ振興会さんにもそういう統一した展開を我々も協力してもらわないけんのじゃないかとは思っております。

ただ、振興会がどうあるべきか、嘱託員さんがどうあるべきかというのは、今まで安芸高田市がやってきた大きな組織でございますので、慎重に会話をしていかないと、また苦情も出てまいりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 やはり自分たちのできることは、ということの中には振興会の温度差があるのは当然でございます。しかしながら、3年後、2年後にはこうなりますよということをやらないと、いつまでたっても温度差、温度差。温度差が縮まる傾向は全くありません。水道料金にしても街灯にしても、ある程度5年以内、3年以内というふうに市長のほうから申し出て、その中で振興会のレベルを上げていけば将来はそうなるんだと。そうすることによって、その地域が安心して生活できるんだというような問題が解決すると思うんですよ。だからいまのように温度差を言うと、いつまでたっても埋まらないと思います。やはり、目的を持って有効な財政の中から資金を使っておるわけですから、もうそろそろ合併して8年目を迎えようとしておるときに、そのようなことでは私はいけないと思うんです。このたび施策マニフェストはまだ見てませんが、ここで市長さんが、振興会は我がおる間にこうしますよと、そうすることによって市民の安心と安全が守れますよと。そのためには、今までばらまいとったお金を集めて、こういう事業をしてもらうために補助金を出しますよというふうな形の方法論がないと、温度差、温度差って言いよつたらいつまでたっても埋まりませんので、どうかその点についての答弁をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まことにごもつとな話なんですけど、先ほども医療費の問題で、委員さんから質問がありましたけど、我々がちゃんとこうなるという説明責任がやっぱりあるんじゃないかと思います。この点はしっかり反省をせないけんと思います。これをほうっておくと将来的にはこうなりますよ

とか、こういう危機管理の状態は自主防災がないとこうなりますよとか、概念的には言ってるわけですけど、この説明責任については深く反省をしたいと思います。これからもちやんとそのような説明責任が果たせるように、職員、私を含めた啓発をかけていきたいと思います。それがあってこそその振興会なので、そういうことを踏まえてくると今後は振興会にこういう役割を持ってもらうんだというステップにつながると思います。単に集まってから祭りをやっておるから振興会じゃなしに、こういうような我々の少子・高齢化に対してこういうような協力ができるというような振興会になってほしいと思いますので、我々も情報開示に気をつけていきたいと思います。

先ほど、もう少し時間をくださいというのはそういうことでございまして、金をつけたからといってそれじゃよくなるということじゃないので、いわゆる目的意識とか、やらなきゃいけないことをやっぱり理解をしてもらわないけん。そのためには我々がしっかりと情報提供なりをしていかないけんということでございます。深くこれは、合併して以来の反省事項でございます。私もしっかりと反省をして、しっかりと説明責任を果たしていきたいと思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 財政も厳しくなります。そのためにはどうしても皆さんの力を借りないけん。しかし、地域の市民ではどうしてもできないことは行政がやらなきゃいけん。そういうためにも、市長さんは次の任期中にこうしますということぐらいの方向性は言っていたきたい。やっぱり言うべきだと。また、地域の住民もすべきだと私は思いますが、市長さんの個人情報というよりかは、「人輝くまちづくり」について、「自助・共助・公助」と言いますが、その部分もあれば、建前はあるわけですから、これが市民にマイナスになることなら別ですけどプラスになることですから、その点について、今までの反省を踏まえるなら、次の任期中には必ずそういうふうにすると、そういう方向性の計画を立てるという前向きな答弁が欲しいのですが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 説明責任を果たしていきたいというのはしっかりと約束したいと思いません。その結果、その延長で振興会はどうあるべきかという結論を出していきたいと思います。いまここで決めても、まだまだ課題もいろいろと聞いていますので、振興会さんにはちゃんとまちづくりに協力してもらいたいと思っていますので、こういう行政としての自主防災とか、非常に大事なんだということを踏まえながら、次のステップをまた踏んでいきたいということを約束したいと思います。

先ほどの医療費の説明についても同じです。市民の方々に納得いける

形の説明をしていきたいと。その上で料金の値上げについても協力してもらいたいと思っております。

ここで振興会に何ぼ予算つけるといっても、そういうことじゃなしに、ちゃんと振興会に対して役割を、説明責任をこれからやっていくというお約束をしたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 行政がすれば金がいって、市民がすれば財政的には安価でできるという大前提があるわけがございます。ボランティアという。昨日も、ボランティアというものは、手弁当というものがあつたわけですね。そういう形でお金に左右されるのではなくて、昔の人はもやいという言葉を使つておられるところはそういうことなんですよね。だから、お金が目的ではないですよ、もやいですよと。お互いに生活する上においては助け合いですよと。それをやるのに反対するような人がおる地域をいつまでも同じところまで持つてこようとすると無理です。

現在、振興会をみても、桑田にしても川根にしてもガソリンスタンドがない。ここらでガソリンスタンドをみんなで、振興会でつくろうと言つてもだれも賛成しませんよ。温度差がありますよ。その温度差をなくすることは不可能ですから、ぜひとも振興会は皆さんの生活をよくするためにあるんだと、自分たちのためにあるんだと、行政の下請ではないんだということは、もうそろそろ認識されておる時期に来ておるはずなんです。だから、あとは振興会の役員さん、並びにそういう年に1回開かれておりますフォーラム等を通じて、やっぱりもうそういう形をやめてやつていくのが、いまからの振興会が立ちおくれたところと先に進んでおるところの差は絶対に埋まりません。そのためには、強いリーダーシップのもとに、市長さんに次の課題としてぜひとも振興会の視察がふえる、また視察がふえるということはそれだけ充実しておるということにもなりますので、くどいようですが、振興会というものをうまく利用して、個人情報収集にあつて、ネットができてせつかく光が入つてもそういう市民を守れないようなネットでは、企業ばかりじゃなしに、生活しておる人のいまを守れないようなネットだったら逆に不必要なものになってくるかもしれません、市民にとっては。そこらを総合的に踏まえて、問題点とされておるならば、やはり大きな課題として取り組んでいただきたいと思えます。

次の課題に入ります。これは平成23年度の定期検査及び行政監査の報告書について、私が質問させてもらつたわけでございますが、これは職員には、皆さんも一部の人のことが載つておるケースもあるし、全員がそうである場合もあるし、いろいろなことがあろうかと思えます。人のことを言うと、議員らおまえらはどうなんかと言われる、反問されたときには同じような立場で、私らの反省を含めてこの質問はさせていただきたいと思つたわけでございますが、大体、市役所というところは、一番、

私は当初から町時代から不思議に思っておるのは、上司の人はちゃんと足元から胸元まできちっとやっておられるんですね。案外、入社間がない人は、足元はっかけであったり、それで果たしていいのかどうかと。服務規程の中には、何を履きなさい、何をしなさいとは書いてないんですが、部署によっては作業着を着ておられるところもあるし、部署によってはネクタイのところもあるし、それはそれでいいと思うんですが、そこらあたりは私らがこうしなさい、ああしなさいと言うのはあれですが、市民の声とすれば、やっぱり足元ぐらいいは夏は暑かったらドライバーのシューズでもいいから、スニーカーとかああいう足元にしてもらったらどうかという声があったことだけはお伝えしておきます。

最初に、出勤簿の押印の誤り、旅行復命書の決裁区分の誤り等の改善はもう既に、これはいつものことなんですけど、いつの監査でもよく出てくることだろうと思うんですが、この監査委員会の意見もあられて、現在どのような状況になっていますでしょうか。

○藤井議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの質問にお答えをいたします。

御指摘の内容は、昨年11月1日から12月9日の間に実施をされました定期監査において、監査委員から指摘を受けた事項でございまして、本年度は建設部が対象となっております。

具体的には出勤簿への押印の誤りと、旅行命令簿の決裁区分等に誤りがあったと報告を受けております。その後、直ちに訂正と再発防止の指示をしたところであります。

なお、出勤簿については昨年1月から、また、旅行命令簿については、本年1月から電算システムにおいて処理することといたしました。より錯誤のないように、また常に管理職が確認できるよう改善に努めたところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 　　以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 　　管理者は各課において、人数によって違うと思いますが、どのような方がされておるのでしょうか。

○藤井議長 　　答弁を求めます。

総務部長 　沖野文雄君。

○沖野総務部長 　　まず、管理職につきましては、わかりやすく申しますと、通常は、課長以上が管理職となっております。現在、行っております電算システムによる管理は、休暇などにつきましては、事前にシステムを上げて課長が決済をします。また、旅行命令などにつきましても、事前に命令を上げて、課長が、管理職が決裁を行うと。時間外についても事前に時間外勤務の伺いを上げて決裁を行い、また時間外につきましては、終わった後の復命を管理職が確認をいたしまして処理をいたしておるところでございます。以上でございます。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 服務規定の中に名札をつけておる人と、記章をつけなさいというふうになっております。それを守ってないのも課長がするのか。それから、あとはよく担当がおられない場合に、隣の席の人がどこへ行ったかわからんというような状況が、いまおったんじゃがのというような状況があるんですが、そういう意思の疎通が、上司の者が勝手に離れて部下の場合はどこどこ行きますよと言うて行くのか、そこらはわかりませんが、そこらの管理はだれがされておるのでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。
- 沖野総務部長 日常における勤怠管理につきましても、管理職が行うものと思っております。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 課長さんがすべてやられるという形で、既に改善をされて努力をされておるということで、私は別にそれ以上迫及するものでもありませんし、これは服務規程を我々も読ませていただければそのようになっていますので、ぜひ、市民に仕事ぶりを見てもらうためにはやはりちゃんとした対応をとっていただきたいと、私からもお願いしたいと思います。  
先ほど、勤務時間管理についても管理職は課長とおっしゃったので、3番目の健康面で、休暇の取りやすい状況になっているのか、その点について伺います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの入本議員の「健康管理面で休暇の取りやすい状況になっているか」との御質問にお答えいたします。  
定期監査で御指摘がありましたように、確かに少人数の職場では有給休暇が取得しにくい状況があり、課題として受けとめておりますが、基本的には部内で相互に支援するなどの措置で対応してまいりたいと考えております。  
また、職員全体に対しましては、「労働基準法の年次有給休暇の計画的付与制度」を参考に、平成18年に制定いたしました「年次休暇の計画的取得促進要綱」をもとに、計画的かつ継続的に休暇を取得するよう呼びかけているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 条例においては、年に1回は健康診断を受けるというふうにならうとありますが、これはどういう状況になっているのでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
総務課長 杉安明彦君。

- 杉安総務課長 ただいまの入本議員の御質問にお答えをいたします。  
本規定の中に御指摘のとおりそのようにございまして、衛生管理の面で職員の健康管理という部分がうたわれております。職員には、それぞれ年に1回人間ドックを受ける、もしくは、これは市町村共済組合が行うものがございますが、そういうものを受けるか、もしくは、市が行います総合健診、これを受けることを義務づけておるところでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 それは100%ですか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
総務課長 杉安明彦君。
- 杉安総務課長 これは職員全体に義務づけられておることから、100%というふうに理解しております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 理解しておる問題ではなしに、これは受診してますというのが、100%の受診ですというのが、課長の答弁だと思うのですが、そういう想定じゃなくて、やはり管理職というものは、先ほど言われたように、職員の管理というものが、非常に健康であってほしいと、そのためにはそういうものもあるわけですから、その点についてはもう二度と聞きませんが、そこらのパーセンテージ、やっぱり人を思えばそのようにしていただきたいと思います。  
また、衛生推進者とは書いてあるんですが、この衛生推進者というのはだれに当たるのでしょうか
- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
総務課長 杉安明彦君。
- 杉安総務課長 衛生推進員というものを定めまして、例えば、職場の環境の調査、職場ごとに勤務形態も違ったり、環境が違ったりしますので、例えば、その職場の照明でありますとか、そういったもの、また危ない状況がないかというところの調査をすることも、その衛生推進員の仕事になっておりますが、例えば、各職場からの代表者、あるいは職員組合からの代表者でこれを組織して、そういった職場の環境改善につながる調査等をして改善を図るということを目的にしておるものでございます。以上でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 これは個人名のリストはできておるんですか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
総務課長 杉安明彦君。
- 杉安総務課長 はい、これは個人名でリストもございます。いまは持っておりません

が、ございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 総務課長のところはどちらさんですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

総務課長 杉安明彦君。

○杉安総務課長 私もその衛生推進員の1名でございますので、そういう意味では総務課の担当といたしますと、私になろうかと思えます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 私になろうかと思えますじゃなしに、私です、とはっきり自覚して言っていたきたいと思えます。

次に、現在、休職者があればその状況についてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの現在の休職者の状況についての御質問にお答えをいたします。

今現在、病気により休職をしている職員は2名おりますが、いずれも外科的な手術を受けたのちの治癒と休養のため休職をしているもので、近いうちに復職をするものと聞いております。

なお、復職に際しては、職員の体調など十分に配慮しつつ、職場の上司、本人及び総務課を交えながら、また必要に応じては、主治医の意見を聞く中で、仕事の内容など復職計画を作成し、随時、サポートしているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この時期になってくると、もう来年度の退職者数が出てこようと思えます。また、人事面もそういう健康状態等を考えられて配置されると思えますが、そういう状況について、市長さんは職員の服務状況を見て、長く専門的にやらないけんところは継続してもらわないけんし、そうか言えば、やっぱりいまのような治療のいる人の人事というものもこの4月にはあろうかと思えますが、そのあたりの、先のことでですけど、そのあたりはどのように見られてますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 人事にあたっては当然職員の異動希望調査等を取ってますので、できるだけそれを尊重するようという配慮で人事を行いたいと思えます。

また、本人もやっぱり仕事に対しての熱意が持てるような配置、人事異動にしたいと思ってますので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

- 入本議員 退職者数はまだ現在出てませんか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。
- 沖野総務部長 平成23年度をもちまして、定年退職する職員は10名でございます。なお、希望退職勧奨制度を採用しておりますので、現在、勧奨を募り、その整理を行っているところでございます。人数はまだ未定でございます。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。
- 入本議員 次に移ります。次の電算入札システムの運用について、市内業者が24も登録されてないというのは、業者のほうの責任もあるわけなんですよね。努力が足りんという。やっぱりほんとに商売をしようと思うなら、やっぱり勉強してでも入札の登録を受けないけん。とは言いながら、やっぱり納税者でありますので、市民でありますので、そのあたりの今後の方向性をどのように考えておられるか、伺います。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。電子入札等システムは、県内の参加自治体が共同運営する入札参加資格申請と電子入札の統合システムとなっております。
- 現在、市内に本店を有する建設工事入札参加資格者は70社登録されております。そのうち26社が電子入札等システムに利用者登録されておられません。26社のうち2社については現在登録手続を行っておられるのが状況です。過去、電子入札等システム利用者登録の啓発と推進については、建設工事請負者を対象とした本市建設事業説明会において利用者登録の依頼を行っているところであります。また、入札時に入札書を持参された建設工事請負者には個別に利用者登録の依頼を繰り返し行っており、今後も引き続き利用者登録の依頼を繰り返し、啓発と推進を図ってまいりたいと思っております。
- 本市においては電子入札等システムを、平成17年度に導入し、既に5年を経過しておりますが、約3割の利用者登録が行われていない現状を見ますと、将来的には、電子入札において、紙での入札はなくしていくことも検討が必要であろうと考えております。
- また、利用者登録者がほぼ固定化している背景には、未登録者の多数が本市建設工事の受注機会が少数であり、電子入札等システムへの登録実務や登録後の自社運用実務、費用負担も含め、にためらいがあると想像しているところであります。
- なお、来年度は平成25・26年度入札参加資格申請の受け付けを行う予定としております。電子入札等システム未登録の建設工事請負者の方に対し、入札参加資格申請をする際には利用者登録を行い、電子入札等システムを行っていただくよう依頼することも検討しております。御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本議員に申し上げます。質問時間が3分を切っております。質問時間内でまとめていただくよう通告をいたします。

入本和男君。

○入本議員 いま言われるように、確かに私は100%は難しいところもあると思うんですよ。市も。そうかいても、商工会もありますので、やはり商工会のほうの指導もしっかり依頼されて、なるべく入札に参加できて地域の活性化になればと思いますので、これは執行部の行政の責任よりか、業者のほうの責任のほうが多いと思っておりますが、置いておくわけにいきませんので、商工会のほうにもその旨をお伝え願いたいと思います。

次の質問ですが、これは補正予算のときに質問が出たので、あえてここで云々ということはありませんが、せっかく浄化槽等の予算をもらいながら返納しなきゃいけないという状況は担当課も財政の厳しい中、行政の財政ではなくて、個人の収入の不足でなかなかやりたくても下水をすれば高額になると。しかし、このたび市長さんも補助金を出してでも進めようという計画もありますので、そのあたりを私が伺いたかったわけですが、大体、解答は出ておるような気がしますので、私はこれもちまして質問を終わります。

○藤井議長 以上で、入本和男の質問を終わります。  
この際、3時40分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

19番 塚本近君。

○塚本議員 19番、新政会の塚本でございます。通告いたしております2点について伺いをいたします。

まず最初に、新たな通信網光ネットの整備について、伺いをいたします。現在、本市のネットワークと言え、JAの有線放送で、吉田町、甲田町、美土里町、高宮町の4町をカバーし、また防災無線で八千代町、向原町の2町の各施設で行われております。

このたび、情報基盤整備事業で市内一円に光ネットを張りめぐり、これまでの設備ではできなかった各種機能が付加され、都市部との情報格差がなくなり、次世代また企業が望む通信環境や若者定住にも大いに期待を持てる事業であり、早期の事業完成が待たれるところでございます。

今回、あきたかた3月号、これによりますと、各世帯へ施設調査申込書兼施設同意書の送付が行われると記載してありますが、今日まで各種広報やそれぞれの委員会において、説明の中で調整中とか協議中となっている項目、特に、JA、有線事業との協議の内容はどこまで進んでい

るのか、まずお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの塚本議員の御質問にお答えをいたします。新たな通信網整備に係るJA広島北部農協との各種協議についての御質問でございます。

光ネットワーク整備事業につきましては、情報格差の是正とともに、市内の情報伝達手段の統一化を図ることを一つの目的としております。

現在、吉田町、美土里町、高宮町、甲田町の4町では、JA広島北部農協の有線放送をお借りして、市民の皆様方に行政情報をお伝えしております。また、八千代町、向原町の2町では、旧町時代に整備した、防災行政無線を利用して情報をお伝えしております。

JAの有線放送につきましては、昭和47年に設置され、以降40年の長きにわたり放送を続けてきて来られ、エリア内の市民の皆様方に浸透し、愛着のあるものとして信頼を築きあげておられます。

このたびの情報通信網の整備は、現在、使用されている、農協有線及び防災行政無線の代替機能を有するIP告知端末機器（テレビ電話）を、各世帯へ導入いたすものでございますことから、使用料金や具体的なサービス内容及びJA有線放送施設の撤去費用等の調整につきましては、現段階ではまだ決定しておりません。JA広島北部農協と連絡を密にして、今後、詳細な協議・調整を図りたいと考えております。

情報基盤の整備につきましては、情報格差の解消、利便性の向上、若者定住、地域及び企業の活性化等の見地からも、JA広島北部農協等関係諸機関と協議の上、将来に耐えうる情報伝達システムの構築を図る所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 まさにいま市長さんのほうからまだ協議中ということでございます。すぐその協議がまとまってというのは、非常に難しいかも知れませんが、先ほど市長さん、有線の歴史等にも触れておられましたけれども、私も少し調べておりますので、再度そこらのところも含めてお話をさせていただきたいと思っております。

JAの今日までの有線事業の歴史は、昭和30年代の各町村合併後に各町がそれぞれ町村計画の指定を受け、農村機構改善の近代化を重点的施策の一事業として、農家の生活向上であったり、また農業の近代化等の普及啓発のため、この有線事業の必要性を感じ、それぞれの町がJAと一緒に合弁的に建設した経緯があるように私は認識をいたしております。

本市といたしましては、本市の有線あるいは防災無線を、このネットワークを張ることによって、その事業を進めようとするわけですが、それには当然今までの経緯の中で、先ほど市長さんが言われたように、JAの廃止に伴う何らかの支援が必要になってくるだろうと

いうふうに思っておりますけれども、その点につきましては、市長先ほど、今後、協議をしていくということでございますので、ぜひともそのところは協議を進めていく必要があるかというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

次に、内容的に入らせていただきますけど、それぞれ広報が毎月発刊をされております。そこで、サービスの料金体系についてお伺いいたします。

このサービスにつきましては、通話サービスであったり、また行政上のサービスは無料にするということでありました。インターネットサービス、またテレビ、パソコンにも接続できると書いてありますが、その分は有料ということだろうと思っておりますけど、こちらの料金体系の中で、特に本市とJAとがいまお互いに連携をとりながら農業施策を進めておるわけでございますが、そういう中において、農事放送の有料化ということは、はっきりと広報には記載をされておるわけでございます。しかしながら、先ほど言いましたように、今日の農業施策は農協と一体を持って進めていくという状況の中で、果たしていかなものかなというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。なお、この点につきましては、協議をするということになっておりますので、その協議の進行状況をお願いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの塚本議員の御質問にお答えをいたします。提供するサービス・料金体系についての御質問でございます。

初めに、インターネットサービスにつきましては、標準プランとして、動画や大容量のデータの閲覧に必要な応じて十分な、上り、下り100メガの高速インターネットを定額で御利用いただけるサービスを計画しているところであります。通常、他の事業者の例では、プロバイダー料金込みで、月額、5,000円から6,000円の料金設定となっておりますが、4,000円程度で御利用いただけるよう、現在、整備後の管理運営事業者と調整を図っているところであります。

また、頻繁にインターネットを利用されない方向けに、「ときどき利用プラン」として、使用する頻度に応じた、より低額な料金設定を計画しております。

なお、事業経営者の方や高頻度に利用される方に対しましては、「200メガプラン」のサービスを計画しております。その他、企業向けサービスとして、より大容量のインターネット環境が構築できるプランも計画しております。

光ネットワークの整備により、御家庭でも高速無線LANの接続により、これまで、スマートフォン（携帯端末、持ち運びできる小型パソコン）を利用できなかった地域の方も、最新の通信端末機器の御利用が可能となり、インターネット環境は格段に向上いたすと思っております。

行政情報等をお伝えする、IP告知端末機（テレビ電話）を活用したサービスにつきましては、従来の音声によるお知らせに加え、文字や図面、写真を添付し、よりわかりやすい情報をお伝えできるよう、現在、機器の機能を調整しているところであります。また、速報性の機能を生かし、最新の情報をお伝えすると共に、情報の内容を充実させ、市民の皆様の利便性の向上と情報の共有化を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、最終的な料金設定等につきましては、今後、運営を委託する事業者、並びに、JA広島北部農協等関係機関と協議・調整を図り、提供するサービス・料金体系の決定をいたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 市長さん、私は具体的に先ほど質問した内容は、いま農協の農事放送が有料になるという記事が出たり、そして総務委員会においても説明をされておるわけでございます。私はそこで、今までの農協との農業施策の関係上、農事放送は有料になるということになっておりますが、そこらは無料にするべきではないですか、ということをお聞きしておりますので、端的にお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 農協との今後の連携というのはしっかり保っていくという前提でございまして、いま農協との、例えば電柱撤去費とかこういう費用も伴います。それから、現在やってる農事放送をいかにするべきかということ、いま農協詰めておられます。それから、今まで有線放送で料金を農協に払って農協は運営されております。

こういうことを踏まえて、今後どうあるべきかというのは、うちの方向性は、一応これは農協さんの事業でございますから、農事放送、例えば、どういう時期に作物を植えたり、どういうときにやったらいいということは事業として必要じゃないんですかという投げかけはしてますけど、最終的には、いまのような電柱の移転とか撤去とか、そういうようなことを踏まえて総合的に判断していきたいと思っております。我々がいま申し込んでいることをちょっと皆さんに報告しておるわけございまして、こういうことをいま決めたわけではございませんので、これからの課題として受けとめていきたいと思っております。総合的に農協も納得してもらえるように、我々も調整してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。決して、農協さんには全部負担を負いなさいということにはならないと思っておりますけど、そこらの総合的な判断でいま考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 先ほど最初に言いましたように、もう申し込みをとるといような状

況の中で協議をしておるといふのではなかなか今後の見通しが見えないわけですね。くどいようでございますが、どの辺までその協議が進んでおるのか、そこらのところを担当課のほうへお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 今回の安芸高田市が計画しております光ネット整備事業につきましては、昨年1月以降、我々担当課長及びJAのほうの担当である部長さん及び次長さん等との協議等、この間全体で約8回ぐらいの協議等を進めさせていただいています。ただ、その協議の内容というのは、当然、IRU事業者がまだ確定していない時期の協議、またはIRU事業者が確定してからの協議、いろんな状況の課題があるという実態がございます。

そういった中、最終的には現在、やっぱり農協のあります有線柱、またその有線の線及び施設の撤去の費用をどのように考えるのか。また、運営するための農事放送という範囲をどこまで考えるのか。行政的な農事放送の告知もあるというのは我々も理解しております。ただ、JAさんとしての営業的な農事放送、またそういった通知的な内容もあるんじゃないか、そういったことを踏まえて一定の利用料金等の協議も、これから最終的にはできるだけ早い段階で協議等が整うように対応してまいりたいというふうに考えております。そうした後に、幅広く市民の方に、まずは全体的な施工同意とか加入同意がいただけるかどうかは別にしても、まずは全戸等にそういったことを1回通知し、そしてあわせて並行的に集落単位、小さな単位での説明会を行う中で、できるだけ早い段階での加入同意、施工同意等を取り寄せるように頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 いま部長のほうからIRUがまだ決まっていない状況の中での話ということでございました。けれども、先ほど言いましたように、非常に密接の関係の深い団体でございますので、ぜひともそのあたりは我々も組合員でもあり市民でもあるわけでございます。そこらは十分、今後のことについては検討していただいて、前向きにその農事放送の無料化ができるように一つお願いをしておきたいと思っております。

次に、このたびの設備につきましては、公設民営でやるということになっております。公設民営ということに間違いはございませんね。この公設民営でやることのメリットとしては、当市の財政面及び将来の運営を考えれば、公設民営がいいということでこの公設民営に踏み切られたんであろうというふうに思います。

そこでお尋ねをいたしますけれども、資料、光ネットワーク資料2というのが議会のほうへ配られております。この中でいろいろ見てみますと、料金体系で、特に加入金は無料ですと。また月々の基本料も無料ですと。そしてIP同士の市内通話も無料ですと。そういうことにな

りますと、有料になるのが、市外通話をするときの場合の基本料と通話料。これはまだ現在調整中と書いてあります。このたびインターネットサービス等は料金をいただくようになっておりますが、次の質問にも関係しますけれども、これらの料金はすべて管理運営事業者、つまり I R U 中国ブロードバンドサービス事業所に入るようになっておりますが、間違いはございませんか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。光ネットワーク整備後の保守維持管理費の試算についての御質問でございます。

現段階では、整備後の設備や伝送路等の維持管理費の年間所要見込み額を、おおむね8,000万円と想定しております。主な経費は、伝送路の電柱等の共架料等が3,500万円、共架する電柱に移転が生じた場合の支障移転費等が1,000万円、設備機器等の保守費が2,400万円、局舎電気代が、400万円、その他端末機器の維持管理費等が700万円と見込んでおります。

なお、現在想定しております、年間の維持管理経費8,000万円につきましては、整備後の運営を委託する事業者に対する、施設賃貸借料の算定基準となり、インターネット等の加入率等により、事業者の収益が変動することから、加入促進、利用の普及を図りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 ちょっとかみ合わないところがありますけれども、先ほど市長さんはランニングコストのことを言われました。次の質問の中で言ってみたいなところを先に言っていただきましたので、非常に質問が難しくなりましたが、しかしこのたびの、この光ネットワークサービスを導入するに当たっては、余りにも経費が、今後のランニングコストのことが非常に不透明なところがあるように思います。当然、加入者だって当初、これによりますと、全世帯、安芸高田市に住民票があつてそこに住んでおる皆さんには無料配布というような記事も載っております。ということは、無料であれば約1万3,200戸の世帯にはつくであろうというふうには私は感じるわけでございます。無料であれば、そういうことですよね。1万3,200戸。それに、付加的に、インターネットサービスであつたり、またテレビであつたりという付加がつくんだろうと思います。

そこで、試算をされた、先ほど市長さんが言われました7、8,000万円のお金のことでございますけれども、果たしてこの無料ということで、今後財政を考えたときにどうなんだろうかなという思いが私はしています。確かに、このたびのこの説明書の文章の中には、広報で書いてありますけれども、現在の J A の基本料が1,120円、また防災無線は無料となっておりますが、例えば、月々1加入者から700円あるいは500円いた

だくことによって、この維持費が出るんですよね。それは確かに、防災無線を利用されておる方は今まで無料でありましたので、お金をいただくということは非常に抵抗はあろうかと思えますけれども、しかしながら、あれだけの情報の提供が受けられ、市内通話が無料ということになれば、多少の基本料と言いますか、有線が1,120円であるならば500円なり700円をいただくというのはどうかなと私は考えるわけでございます。例えば700円いただきますと、1万3,200戸、戸数にして。それが12カ月でございまして1年間。そうすると1億1,088万円の基本料が出る計算になります。月々700円ですよ。それを500円にするならば、同じ計算で7,920万円の経費がこの基本料で賄われる計算になるわけです。この基本料をいただくことによって加入者が大きく変化するとは、私には到底思えないわけでございます。このことは、今後の財政を考える上においては、市民の皆さんへお願いしてはいかがかというふうに私は思いますが、どうでしょうか。市長さん。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このいまのシステムにつきましては、一応、プロポーザル方式によって広く全国から求めてやった結果でございまして。その結果によって、業者によっては今まで広島県が採用していたものよりか、半分ぐらいの管理費と聞いております。だから、そのことというのはしっかり検証していきたいと思っております。ただ、料金が安いからということは、いま考えているのは加入率が多いということが今度は運営にとってどういう影響を与えるかと。いま現段階では、加入がよくしてくると運営が安くなるということの判断をしておるわけでございまして。料金を上げることは、今後みやすいことなんでございまして、このことについては課題として受けとめたいと思っております。料金が多いか少ないとか、どっちにしても市民の皆さん方のサービスを提供するわけですから、安くてもサービス提供と。将来の財政運営を考えても、料金設定と。これから我々も未知の世界に入っていきますので、お金をいただくような場合もあると思っておりますけど、そのときにはこういう料金設定のことも議題にしていきたいと思っております。詳しいこと、部長あつたら説明してください。非常に、我々もこれやったことがない、広島県でもこっちのこういうプロポーザルを採用したのは初めてなんです。実は、ある会社っていうか、半分ぐらいの加入になってるんですよ。これほんまかどうかということ、例え、それが2割になったとしても大きなメリットはあるというように解釈をしております。ただ我々も、せっかく皆さん方のサービス提供ですから、言うたことがうそにならんようにしっかり検証していきたいと。ちょっと詳細につきましては部長のほうから。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほど最初に市長が答弁いたしましたように、管理運営経費としては、

まず最低限の中に、電柱等の供架料、及び支障移転費、または設備機器等の保守費、そういったものを含めて年間約8,000万円近くかかると。ただそういった費用に関しては、運営事業者であるほうにこの施設本体を、すべての施設を貸すという賃借料で基本的には成り立つという仕組みを用意したいというのが当初の全体の考え方です。

ただ、そういう中であって全体の加入率、そういうことを踏まえた議論はやっぱりもっと深めていかななくてはいけないというふうに我々も理解しております。そういった中でJ Aとの協議、または内部的協議をする中で、議員御指摘のように、一定の基本料金といいますか、保守管理料そういったものが必要という試算等になれば、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 当然、いまこの情報網につきましては、近県でも三次市、あるいはきたひろネット、随分普及をしております。そこに形態は違いますけど、すべて加入者から基本料というのとはっておられます。形態は違いますよ、形態は違いますけれどもそういう状況になっておりますので、私はこの基本料については、今後の財政を考えると、何らかの形を、やはり市民の皆さんへ、利用していただく皆さんへお願いすべきであろうというふうに思っておるところでございます。

ちょうど半分の時間になりましたので、次の質問に移りたいと思えます。小学校規模適正化について、教育長さんにお伺いをいたします。

この規模適正化につきましては、それぞれ平成21年6月、第1回安芸高田市学校規模適正化委員会が、保護者代表、あるいは学校関係者、地域関係者、学識経験者、また商工会J Aと、23名で構成される委員会ができ、この委員会の中で第7回の委員会のときに、中間報告が、平成21年12月に出されました。それを受けて、平成22年4月に答申書が提出され、13校ある小学校を7校に統合されることになり、それに伴い、平成22年6月、安芸高田市小中学校規模適正化推進本部が市長をトップに12名で構成されてきました。

これらの経過をたどり、平成23年1月10日中国新聞に、「安芸高田市5年計画13校を7校に。小学校再現周辺部に不安、」という記事が大きく報道をされたわけでございます。教育委員会において、平成23年4月、ちょうど1年前になりますけれども、それぞれの小学校、地域振興会の説明会が行われ、それぞれの会場において、児童数が減少する中で教育の充実、教育施設、環境整備の充実性の必要性は十分に感じておられますが、学校がなくなる地域では、学校を中心に育ててきた地域のコミュニティが崩れ、また地域が衰退するとの声が大きく出されたところでございます。これらの意見をどのようにまず受けとめておられますか、教育長さんにお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの塚本議員の御質問にお答えをいたします。

御承知いただいておりますように、平成23年度を学校規模適正化推進計画の周知を図る年度と位置づけまして、教育委員会において、市内の小学校の保護者会、及び、小学校区を単位とした地域振興会に適正化推進計画の説明に出向かせていただきました。なお、このほかにも、テーマ別懇談会というのがございましたけれども、その場であるとか、保護者会によりましては、もう1回開いてもらいたいということがございましたので複数回行ったりいたしまして、将来の教育環境の整備する重要な課題として、教育委員会を挙げ取り組んだところでございます。

小学校保護者会においては、市内13校すべてで開催をいたしまして、延べ451名の保護者の参加をいただきました。地域振興会においては、市内11の小学校区において開催し、延べ304名の市民の参加をいただきました。美土里小学校区と向原小学校区においては、小学校の統合が既に終了しており、開催の依頼がございませんでした。

保護者会におきます意見・質疑等から状況のお話を申し上げますと、複式学級のメリットであるとかデメリットに関する意見、あるいは複式学級に対する不安、統合後の通学や放課後保育に対する意見など、地域により、また保護者によってさまざまな思いがございました。同様に、地域における意見・質疑からも、学校がなくなることについての地域の寂しさ、若者定住策についての御意見、少子化に伴う教育環境の変化、学校跡地の利活用など、地域によりさまざまな思いを聞かせていただきました。説明会におきます保護者や地域の御意見からは、地域により差はあるものの、よりよい教育環境を整備していくという趣旨につきましては、おおむね理解はいただいているものと考えておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
塚本近君。

○塚本議員 このたびの説明会、私もすべての会場とは言いませんけれども、足を運ばせていただきました。このたびの話の中には、やはり統合される保護者や地域からの意見が大半であったというふうに感じております。

この適正化において、新しく統合校の位置を、行政並びに教育委員会は今までの委員会を通じて位置を定めたわけでございますので、そのところを今後統合される地域の皆さんに十分理解をしていただくように、やはりこれは行政の責任として進めていっていただくことが必要だろうと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの御質問にお答えをいたします。  
議員御指摘のとおり、統合されるほうの学校としては、おいでてもら

うからと。しかし、条件整備はしないと統合していただいてもなかなか  
いろんな行事をするときに困るようなことがございますよという意見が  
ございましたが、統合されてその地域から学校がなくなるというところ  
につきましては、なぜうちの学校に統合せずに町内の別の学校に統合す  
るんだろうかということについての質問がございました。従いまして、  
そのことにつきましては、結論から申し上げますと、我々のほうも将来  
の児童生徒数の問題でありますとか、公共施設の問題でありますとかと  
いうことにして、一応には説明をしてきたつもりでありますけれども、  
より納得していただくためには、今後の説明会においてそのことについ  
ても触れさせていただいて、御理解を得たいとこのように考えておると  
ころであります。冒頭、話をしただろうと思っておりますけれども、行政の  
ほうである程度イニシアチブをとって話を進めませんと、自分のところ  
が中心になりまして、話そのものもまとまらなくなるだろうと思ってお  
るんです。ですから、将来の教育環境を考えたならば、将来、子どもの  
数はこうなるんですよと。だから行政としてこのような方針を出させて  
もらいましたという形で説明をさせてもらいましたが、100%納得いく  
というところまでは至ってないだろうと思うんです。だから、先ほど答  
弁させてもらいましたように、おおむね御理解はいただいたんじゃない  
かというようにとらまえておるといってございまして、説明はさせ  
てもらいたいとこのように思っております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 私のほうから、この質問に対しましては市長さんには書いておりませ  
んでしたけれども、行政の市長をトップにするこの適正化推進本部が構  
成されたわけでございますので、市長さん、今後のそれぞれの統合され  
る学校、つまり廃止される学校の地域の皆さんと、やはりひざを突き合  
わせていつかは行政の思いであったり、逆に地域の思いであったりする  
ところを聞く場をぜひとも持ってもらいたいと思っておりますが、市長さん、  
どうでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 学校規模適正化というのは非常に大きな課題でございまして、これ教  
育委員会に任せとくというのじゃなしに、任せておくんじゃなしに、い  
まとりあえず教育委員会と意見を聞いて回ろうということです。これを  
踏まえて、将来的には私は国のほうへ行って、どのような施策展開  
があるのかとか、国の方向性とかをちょっと詰めてまいらないけんと思  
います。そのことを持って、今度また地域に入っていきたいと。そのと  
きには、地域の方々にもやっぱり複式学級がいいのか、地域はどっちが  
いいかというのは、やっぱり子どものためにもしっかり考えておかなき  
ゃいけないので、総合的にまだ時間ございますので、十分協議した上で方  
向性を出していきたいと思っております。今後の進め方については、後から教

育長に話ししてもらいますけど、意見が煮詰まったところからしっかりといくと。余り焦るんじゃないしに、うちのところはどうかこうじゃ言うてもめてるところをいくんじゃないしに、いま八千代町なんかは逆に早くやってくれというのがありますので、煮詰まったところから御理解をしていただいたところからと思っています。私の出番は、今回、一通り教育委員会が終わりましたら、今度は国とか県とかの事情聴取して、それを踏まえた意見を持ってまた地域のほうにも入っていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。決して入らんというのではございません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

塚本近君。

○塚本議員 少子・高齢化が続く中でのこの適正化というのはやむを得ないかなという判断は私もしておりますし、地域の保護者の皆さんも、それは十分承知されておることだろうというふうに私は思っております。ただ先ほど言いましたように、学校がなくなるということに対して、大変抵抗を持っておられるわけがございますから、その抵抗と申しますか、なくなるその跡地の利用については執行部と教育委員会、あるいは地域が十分連携をとりながら、その地域の状況を踏まえていただいて、今後、この適正化の問題に耳を傾けていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、塚本近君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

10番 山本優君。

○山本議員 皆さん、大変お疲れでございます。10番、会派絆の山本優です。最後の質問者となりますが、しばらくの間、時間をいただきたいと思っております。

通告のとおり大枠3点について、質問をさせていただきます。しかし、最後の質問となりますと、途中で随分と答弁がなされた部分がありますので、その辺は簡単にやりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず1点目、学習指導要領の変更に伴う指導体制について、教育長に伺います。この質問につきましては、先日の同僚議員の質問に教育長は完璧な答えを用意されておられましたので、視線をちょっと変えて質問をしたいと思っております。

24年度より幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領などの改定がなされました。基本的な考え方として、道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成するとあります。そういう中で、授業時数も1割程度増加されております。教育内容の主な改善事項として、伝統や文化に関する教育の充実の中で武道の必修化が言われております。日本古来の剣道、柔道、相撲などの選択肢があったと思っております。

まず、武道競技の柔道に決定された理由と根拠について伺いたいと思っております。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの山本議員の御質問にお答えをいたします。

平成24年度から完全実施される学習指導要領の改訂におきましては、中学校保健体育科において、我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるように、「武道」が必修化となりました。

安芸高田市におきましては、全中学校とも「柔道」が学習できる環境等の整備を行ってきたところでございますが、武道の中で柔道を選択した理由につきまして、お答えをいたしたいと思っております。

その一つ目は、柔道が、比較的短い時間で、ある程度の達成感、充実感を味わうことのできる種目であるということでございます。基本動作や基本となる技が学習しやすく、相手の動きに応じながら、勝敗を競いあう楽しさや喜びの一端も、学習を重ねることによって味わうことができやすい種目であるということでございます。さらに、柔道を選択した二つ目の理由として、学習環境が整備しやすいということでございます。

剣道につきましては、防具、竹刀等の整備、また、それらの継続的な修繕が必要になるなど、十分な学習環境を整えるにはさまざまな困難性がございます。

柔道は事故が起きやすいという心配な点もありましたが、指導者の研修を十分に積むことによって指導力を高め、安全で充実した武道学習が実施できるように、6つの中学校が総力を挙げて取り組もうということで、当時の中学校長会とも十分に協議し、「柔道」の選択を決定いたしました。御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 選定に理由については、よく理解しております。移行期間としまして、2年前から各学校の先生方が準備をされてきたということはよく聞いております。また、柔道のある中学校では、豊なんかは全部そろっておったわけですが、そういう環境のない中学校においては、豊の調達をあちこちに頼んで準備されたと聞いております。この校長先生方の努力に敬意をあらわすところでございます。

しかし、指導体制の中で基本がしっかりできていない生徒を中心に指導するという事は、受け身だけでやると言われておりますけれども、なかなか経験のない先生では指導は難しいんじゃないかと。いま教育長の答弁の中にありましたが、研修とかやられておると言うてもなかなかこれは初心者にとっては難しいことだろうと。そういう中で、やっぱり、地元の市民の中に経験者がおられれば、こういう人たちをサポートとして活用してはどうかと思うところもあります。なかなか中学校のクラブ活動においても、野球にしてもバレーにしても奇抜な人がおられましてからいろいろ手伝ってもらっていることがあろうと思っております。そういうことについて、教育長はどういうふうに思われておりますか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの山本議員の御質問にお答えをいたします。

事故防止のための指導体制ということでございますけれども、先般もお話を申し上げましたけれども、まず、体育教員の指導力向上ということで、とりわけ校長会も柔道における事故ということについては敏感に感じておまして、そのための指導を十分に受けさせようと、これ校長会が積極的に考えて、柔道の県の実技講習にはほとんど市内の体育の教員は参加をしております。それから、先般も申し上げましたけれども、それぞれの地域におけます、安芸高田教育推進会というのがありますけれども、そこでも研修会を設けまして指導を重ねておるわけでありまして、

要は、体育指導員の指導力の向上のための研修と技能段階にあった指導を行って、投げ方と同時に技の受け方を徹底して指導しておるわけでありまして、事故防止のための指導方針等を、先般もお話をさせてもらいましたように、各中学校で徹底して実施することにより、事故防止に努めてまいりたいとこのように考えておるところであります。

現在、市内には柔道も剣道も指導者がかなりおられます。それで、市内の中学校を単位で考えますと、有段者だけで、国体の選手も含めまして3人おりますし、段は持つておるけど国体選手までは行ってないところの先生もおられます。4名は柔道の有段者がおられます。しかし、学校によりましておられないところもありますから、当然、地域の皆さんのお力もお借りいたしまして、非常勤特別職としてお力をお借りしたいとこのように思っております。

いずれにいたしましても、部活動における柔道と同じような柔道を学校の保健体育の時間にすることは到底難しゅうございます。そこまでは授業時間数も制限されておりますのでいきません。1年間ずっと柔道をするんなら、それは競技をすることもできるだろうと思いますが、年間8時間から12時間の範囲内で授業をするわけでございますので、基礎の基礎をやるというのがまず一番大切なことだこのように思っておりますし、その中で事故のないように進めていきたいと思っております。

もう一つは、昨年、甲田中学校で研究公開がありました。そのときには柔道の授業を展開いたしました。それがひどく皆さんに感化を受けまして、その先生が今度、尾道のほうへ行って講習会の指導者として皆さんに指導の内容を伝達するというような状況まで至っておるということでございます。

いずれにしても、いいことを考えておっても事故があつては何もなりませんので、細心の注意を怠らないように学校を指導してまいりたいとこのように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 教育長の答弁はしっかりした答弁をされております。市内の中学校どこでもしっかり行き届いた教育内容をされておまして、武道の精神、

礼儀作法の指導をしっかりと今後も行っていっていただきたいと思いません。

それでは、ほかについては前回の同僚議員の質問で大分答弁をいただいておりますので、次の質問に移らせていただきます。

サッカーアカデミー招致について市長に伺います。市長の施政方針の中で、サッカーアカデミーの招致について、引き続き協議、連携していくと述べておられます。また、施政演説の中では、実現に向かって努力していくとはっきりと言われました。財政がこれから大変厳しくなろうという中でこの事業の推進をしていくことには、非常に問題や課題があるかと思えます。市内にはサンフレッチェのユースもあり、また新たにアカデミーを立ち上げ中学生を受け入れるとなれば、施設とかグラウンド、宿舍の整備、受け入れ態勢など多くの課題があります。そして、アカデミーを一たん立ち上げれば、長期間継続しなければなりません。維持経費は大変な後年度負担になろうと思ひ、覚悟しなければならいだろうと思ひます。ある程度、JFAサッカー協会が施設とかその他については援助するというようになっておりましたが、市の負担として人件費については別だろうと思ひます。人件費も相当必要と考えます。

今現在、市では、市長の方針では、毛利元就、神楽、サッカー、ハンドボール、ふるさと創造事業など、いろいろと立ち上げられておられます。ちょっと手を広げられ過ぎておるのではないかと危惧しておるところでございます。そういう中で市長は、このサッカーアカデミーについて未来計画をどのように考えておられるか、お伺いします。この事業が住民サービスにどれほどの効果があるのかということもお伺いしたいと思ひます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの山本議員のサッカーアカデミーの招致に関する御質問にお答えをいたします。

JFAサッカーアカデミーを本市に誘致することについて大きな効果が期待できるということは、昨年9月16日開催の全員協議会で報告しました。議員がそのことについての御理解がないということは非常に残念でございますけど、その半面、課題もございます。

このアカデミー事業は今までのまちづくりと全然違います。全国を相手にした大きな事業でございます。このことの費用対効果はいろんな数知れないものがあって、今までの市がやるような、地域の産業を起こすとか、レベルの違う話なので、このことは非常に我々も私もこの成果を皆さん方に説明しきってないということはこれからの課題として受けとめております。

そういうことは別にいたしましても、施設の整備、運営費とも、費用がかかることは必至でございますけど、現在、運営につきましては、サッカー協会とサンフレッチェ広島、安芸高田市の三者が負担をすること

になっております。

また誘致につきましては、本市のまた都市計画とか、総合計画、財政計画、教育振興基本計画との整合性を図る必要がございます。引き続き、日本サッカー協会、広島県サッカー協会、サンフレッチェ広島との協議をこれからも深めたいと思っております。この事業につきましては、中四国で1カ所ということでございますので、いま手を挙げているところが、松江とか広島市とか福山とか愛媛とか非常にたくさんところが手を挙げておられますけれども、我が小さい町がこのことに挑戦できるということは町の誇りと思わないけんと思っております。このチャンスを生かさないと、今後のまちづくり、ちょっとあか抜けしたまちづくりはこれからもできんと思えます。このチャンスをしっかり生かしてもらいたいと思えます。そのためには、これからもうちょっと我々の説明責任をしっかりと果たしていきたいと思っております。市民の方々にも理解をしていただきたいと思っております。このサッカーの将来の優秀なエリートが45名から50名ほどこの吉田町に定住することになります。このことが、今後のまちづくりにとっていかに影響するかということ、はかり知れない効果があると私は思っております。皆さん方にしっかりとこの効果がわかるように、これからも説明していきたいと思えます。ただ、私これがこれ挑戦するといっても、ハードルがものすごく高い事業なので、皆さん方もその辺は応援をしていただきたいと思えます。議員の中にもこのアカデミーについては奨励してくれという議員さんもたくさんおられます。だから、中で十分議論されまして、広義の意味でこの問題をとらえてもらいたいとかように思えますので、どうかよろしく願いいたします。頑張ります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 市長の思いはすごくあると思うんですが、私が基本、計画を理解しとる、しとらんじゃなくて、これをやっていいか、悪いかということなんですよ。いまちょっと調べたところ、アカデミーに入った子は、活動は主は学校でやりますよね。だけど、クラブ活動とするには土日は地元へ帰って地元ですることになっておるんですよ。それしないんですか、ここは。熊本とか埼玉のアカデミーはそういうふうに決められております。そうすると、土日、地元のクラブへ帰ってするんだったら、遠くからは往復のお金がかかるわけなので、遠くから、全国から集めるというのはなかなか難しくなるわけですよ。そうしたところだしたら、やっぱり地元の近辺の子しか集められなくなります。

ただ、市長が言ってるように、このアカデミーを入れることによって中学校の地元の子に波及効果はあるかとも思いますよ。だけどそれはその学校であって、ほかに中学、将来10年後には中学校が2校になるからその1校だけそう入れるとかあるかもしれませんけれども、その辺がやっぱり難しいんじゃないかと思うんですよ。今まである熊本と埼玉

のアカデミーを見たら。そういう中で、人件費はまた市とかが負担せな  
いけんわけですよ。サッカー協会なんかが出してくれるのは設備とかそ  
ういう事業費を出してくれるわけで、そこに派遣する市の職員はこっち  
市からみにやいけんわけでしょ。そういう中ですよ、今さっきも質問  
に出ましたけど、前年度もそうですが、今期も定年退職者以外に多くの  
早期退職者がおられると。職員が減るのはいいことかもしれませんが  
でも、対応がなかなか難しくなってくるんじゃないかと思うんですよ。  
まあこれは問題が違うからそれはあれですけど。多くの人材がいるし費  
用もいるわけですから、その辺はもう少し考えてもらいたいというのが  
私の意見でございまして、その辺については市長どうとらえますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これは、費用対効果とか今後の安芸高田市の、例えば、入り込み客と  
か。例えば、このたびの神楽でもそうです。そのことによって、安芸高  
田市を注目してもらって定住につながると。若い人が安芸高田市に住ん  
でみたいということにつながると思うんですよ。この効果はすごく大き  
いと思います。だから、これなくして将来の安芸高田市はあり得んと思  
うんです、今度はね。こういうことを、しっかり全国を見ていくことを  
考えていかないと、この安芸高田市はいつまでたっても主体性は持つて  
いけないと思います。この安芸高田市では。だからそうなってくると、  
今度広島市との合併とかこういう話になるんですけど、将来の主体性を  
持とうと思ったら、この町はこれがあるんだということをしかり主張  
していかないと私はだめだと思います、まちづくり。この度の神楽でも  
そうです。非常にいい効果が出てます。今度はサッカーでもそうだと思  
います。どこの人が聞いても、サッカーっていったら安芸高田市かとい  
うようなことになってこないけん。これが非常に定住につながって、ま  
た観光資源にもなると、こういうふうに解釈してます。こういう費用対  
効果については、今後皆さん方にも説明していきたいと思ます

どっちにしても、議員の方々がこれ反対でというてんならだめなので、  
しっかり私も主張しますけど、皆さんもしっかり判断をしてもらいたい  
と思っております。どっちにしても、広い意味で考えて、当面の人件費  
とかそういうのじゃなしに、将来的に考えて、安芸高田市どうあるべき  
かというのは皆さん方しっかり議論してもらいたいと思ます。私もこ  
の主張につきましては、さっきからこういう話してばかりですけど、  
費用についてもいろんな、いまの光の必要性についても説明責任がある  
と思ますので、しっかり説明していきたいと思ます。

ただ、このせっかくのこのチャンスをみすみす逃すことはないと思っ  
ております。このチャンスを。どこにもありません。三次市なんかすぐ  
に立候補してますよ。ただ、あそこらはサッカーというイメージがない  
のでこういうことになっていきますけど、運動場なんかもつくってきてま  
すよ、ちゃんと。だから、このこともしっかり理解してもらいたいと。

当面のお金と、将来的なまちづくりにとって要るか要らんかというのは、ちょっと皆さんも理解してもらいたいと思っております。私も市民の方々とか皆さんが反対してんなら、あえてこういうことを実施しようと思いませんけど、いまはこういう課題に挑戦をしてみるんだということを言ってるわけであって、やるとは言ってません。ただ、やるにはハードルが高いわけですから、非常に。すぐできる話ではないんです、これ何ぼ私が言っても。日本サッカー協会が、中四国の選定地として安芸高田市がいいと言ってくれてるだけなんです。ここへ行ってないんです、まだ。だからこういうことを言っても、そういう議論の対象になっているということを私非常に誇りに思ってるんですよ。これを使わん手はないと思っています。

それから議員さん、ちょっといま言われたんですけど、八千代の問題とか中学とか言われますけど、もうこれからはもう安芸高田市として考えていきたいんですよ。神楽もそうですよ。安芸高田市に神楽があるから、この度こんなに成功したんですよ。これ、高宮、美土里の神楽だったらこんなに成功しないですよ。安芸高田市の土師ダムであってほしいわけですよ。そういう感覚でやっぱりいかないと、今までどおり安芸高田市は八千代町とか吉田とか高宮、美土里と言ってたんじゃ、まちの発展はないと思います。今後、皆さん一緒になって安芸高田市の文化としてそういうものを育てていきたいと思ってる。安芸高田市の神楽であり、田楽であり、かたくりであり、古墳であり、毛利元就であり。もう八千代町とかいうんじゃなしに、もうこういう感覚で行政をとらえていていただきたいと。私もそういうふうに主張をしていきたいと思っております。こういう感覚をしないと、今度の事業の見直しについても、おらがおらがということになって、なかなか幾ら金があっても足らんような状況になります。今までの地域のエゴを少しやめて、全体、安芸高田市をどうしたらどうなるかということと一緒に考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

このアカデミーについてはチャンスを見逃す手はないと。いろいろな検討をして、さっきも言われましたけど、それじゃ通うのかとか、まだ決まってません、そんなことは。これいまから主張していく話です。ここへ住ませようと思ったら少年自然の家があるとか、どこか旅館がいたりとかいうことになってきます。いろんなことを考えていかないけません。課題も多いですけど、大きなこれは収穫があると思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。私だけが言ってるんじゃなしに、ちゃんと皆さんに理解してもらえるような、これからも説明をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 市長、私は八千代のこと一つも発言してませんよ。八千代町という言葉一つも発言してませんよ。中学校が2校になると言ったんですよ。

私は地元のこと八千代町とか吉田町とか狭いことを言ってません。一つも発言してません。市長、いま八千代町じゃどうのこまいことこまいこと言われて、こまいことじゃなし広いことなんですよ。これだけ大きな財政を、銭を使おうという計画だったら、一般質問でいっぱい出てます。国保にも何でも福祉の取り組まなならんいけない政策がたくさんあるわけなんですよ。その辺を、将来はアカデミーをつくったら地域が発展するという、あるかもしれないこと、たちまちは目先に国保を上げないけん、財政が足らんような26年からの国保が今年度から出てきておるわけですから、その辺は、市長の思いは、そりゃ将来的にいいと思っておられるかもしれませんが、そこらはしっかり現状を踏まえて、やっぱり市の体制からしっかりつくって行ってやってもらわないと困ると思います。そういうことで、ちょっといまかっときたのであれだったんですが、ちょっとよそへ行ってしもうたんじゃが、そういうわけで、いつまでも討論するつもりはございませんけれども、そういうことを考えたら、いまの市の財政とか将来的なものを考えたら、たちまちは、ある程度めどがつくまでは少し凍結するなどしたほうがええんではないかと私は思っているのです。それは賛成の人もおってかもしれません。かもしれないけど、全体を見たら、市の中の全部を見たら、ちょっと一時はめどがつくまでいろんな財政とか何か将来的な展望が見えるまでは凍結したほうがいいんじゃないかという考えを持っておるんですが、その辺について答弁をお願いします。

○藤井議長 皆さんにお諮りをいたします。本日の会議時間は都合により延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、本日の会議時間は延長をいたします。答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 どうも失礼しました。私、学校のことを、学校が終わらんとかなくなるとかいうようにニュアンスを受け取ったので、地域の話かと思ってそういうことでした。ただ、このことは大事なことなので、一応、市全体で考えていこうということですね。

それでもう一つ申し上げておくのは、サッカーアカデミーは、今後もうある話じゃないですよ。ここを逃したらもう永久にございませぬ。だから一度のチャンスなんだけど、私はこういう施策は、もちろん私がやる以上は、財政的にもちゃんと判断した上で提案していきますので、そのことで議員さん方が反対だというならしっかり自己を主張してから反対してもらったら結構でございますということです。ただ、いまの状況の中では、財政的にどうなるかとか、費用がどうなるかというのは、まずいまから把握せないけんことなんで、しっかりこれを踏まえて、これからも提案していきたいと思っています。そのことで皆さんが賛同されたら賛同すればいいし、反対だったら反対と、これが議会の役割ですか

ら、しっかりチェックしていただきたいとかように思います。

それからいつでもやれるっていうんじゃないしに、いまやらないとこの事業はできないということです。やる以上は、我々もただ単費を使ってやるっていうんじゃないですから。補助金はどういうふうに取れるとか、私も素人じゃありませんから。このたびの光もそうですよ。38億円というのは国から持って来ようとしているわけですから。だから、このことがすぐ国保に回るとか、そんな議論じゃないんですね。ただ、いまやらないとできない事業がありますよということを理解してください。いつでもいいならいいですよ。ただ、このことがいつまでたってもすぐ回ってくるか、相手がやってくるという事業じゃありません。こっちが積極的に動いていかないけんということで御理解をしてもらいたいと思います。決してこれをごり押しする気はございません。議員さんと同じ考え方の議員さんがおってかもわからんし。だから、そういう理解を得てもらおう努力はしていきたいと思いますが、やっぱりいまのきょうのことを皆さんがどう解釈されるかというのは、これから議論していただきたいと思います。いまやらないとできんということだけは、ずっと先の話ということじゃありません。当然、国保とか医療費の問題は考えてるわけです、私も。でしょう。私より考えとるもんはおらんのではないんですか。市民総ヘルパー構想とか考えてるんですよ、ちゃんと。よその市町はこんなこと考えてないですよ、まだ。だから、そこらはしっかり考えた上の、総合的に安芸高田市にとってこれがプラスになるかならんかという判断に立って、いま申し上げているつもりなんです。その辺は御理解してもらいたいと思います。

すみません。さっきの地域エゴについてはちょっと考え方を勘違いしてましたので、すみません。ただ、言われるニュアンスから、八千代中学校がなくなるんじゃないかと聞いたもんだから、そういうことを言ったわけで、済みません。失礼いたしました。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 市長の気持ちはよくわかります。ですが、いま、いろいろいっぱいいっぱい大型事業を立ち上げている中で、勇気ある撤退も必要ではないかと言ったわけです。その辺は思いの中で、そりゃ私も、いいものでいま財政的に余裕があればすぐにでも名乗りを上げて進めたらいいかなと思いますけれども、そういう状態にないんじゃないかと私は市の中を考えたらそう思うので、そのような提案をしたわけでございます。御理解をしてください。こちらから御理解を依頼してます。

それでは続けて、次の質問に入りたいと思います。最後の質問になります。自然資源を活用したまちづくりについて、12月定例会でも質問しましたが、あのときは大ざっぱな広い範囲で言ったので、なかなかうまく言えなかったんでございますが、1、2点について聞きたいと思います。

経済情勢が厳しくなる中で、福祉とともにまちをつくっていくための

自然資源の活用については、基礎基本になろうかと考えます。私もこの自然資源活用についてはずっとライフワークとしてやっていきたいと考えております。いまイラン情勢が大変厳しくなっております。そういう状況で化石燃料に頼っている我が市は、大きな打撃を受けるはずでございます。我が市だけではございません。日本全国ですね。

先日、同僚議員の質問でもありましたが、灯油燃料が莫大な費用を使っております。そういう中で、いまこそ自然資源の活用をしっかりと検討すべきと考えます。市長の施政方針の中では、再生可能エネルギーへの対応が急務であると述べておられます。これから、基礎調査や検討に着手するとあります。新規予算も組んであります。しかし、他の県とか市町村では随分前から取り組みについて新聞などで報道されております。我が市ではこれから調査、研究していくというのは遅きに失した感じさえ受けませんが、これからのまちづくりの目指す方向として、大いに検討していただきたいと思います。その中でバイオマスなど自然資源を活用した地域づくり、農業対策など、今度の計画についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。昨年3月の東日本大震災以来、特に原発事故を契機として自然エネルギーへの転換が国民的関心を集めております。自然資源のうち、バイオマスにつきましては昨年の12月定例会の一般質問でお答えしているとおおり、燃料としての利用が期待されているものの、経済性、費用対効果に大きな課題があるということでございます。自治体でのレベルの取り組みには限界があると思っております。しかしながら、自然エネルギーには風力や水力など、さまざまなものがございますので、利用可能と思われるものについて調査研究し、検討してまいりたいと思っております。

私はこれ非常におくれたとは思っておりません。このたびの国の方向性では、売電単価が低かったり、非常にまあ合わんということでございます。今度、国のほうが合うエネルギー対策、原発がいけんということになると、政策変換が来るんじゃないかと期待しておるわけです。絶対その方向で。中電の売電価格が高くなったり。そうなったときに、ちゃんとこの調査が生きてくると思っております。いまむやみやたらに、そういう方向がわからんこうに、こういうバイオ使ったりすると、どっかの市町村みたいになると思います。そこは慎重にということでしょう。やらんと言うんじゃないしに、いま調査をしとって、安芸高田市のどういう電力があるかということ調べておって、国が示してきます、これからですよ。いま示してませんよ。だから電力を何ぼで買うとか、こういう補助金はどうするとか、そういうことを見据えて事業の採択に向けて進んでいきたいとかように説明しておりますので、非常にいま進んでるところがおかしいんであって、だからこういうことが正しいと私は思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 いま進んでいるところがおかしいんであっていまの現状がいいんだと言われるのは、それはまたそういう見方もあるかもしれませんが、いまソーラー、太陽光発電システム、小水力発電、省エネとかエコ対策に対する啓発、助成について随分報道されております。つい2、3日前はJAが太陽光発電の設置を啓発するためにチラシが入ってありました。市としても太陽光発電については補助金を出しております。22、23年度で約3,500万円でしたかね。22、23年度で太陽光とか省エネ対策で3,534万円の補助金を交付しております。しかし、ことしの予算の中ではそういう自然エネルギー対策で350万円しか盛ってなかったと思うんですね。太陽光に対してね。23年度は太陽光に対して105件、省エネ対策が64件、県市補助金交付額が、448万円が省エネ対策で、太陽光対策は1,396万4,000円出しています。両方で1,840万円を出しておるんですが、設置費用の補助が350万円の予算というのは随分少ないかと思うのですが、これについては市長どのように考えてるんですか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このことにつきましては、昨年来、例えば、50から100基に増額してきます。ことしについては、ちょうど市民の方々のそういう申し込みがないということでこれしてきますけど、今後、売電単価とかが変わったら状況は変わりますので、補正でもいまさっきの調査を踏まえてやっていきたいと思えます。いまの状況では、これは東北の震災がない前の話ですから、これは。この状況ではいま市民の方を対応を見ていくということで御理解をしてもらいたいと思えます。設置するものが少ないということです。去年は100基あったんだけど、そのうちの60何基しか要望がなかったということです。なくなっている中だから、これはちょっと予算を減らそうかというて減らしてるのであって、永久的に減らすんじゃないしに、国の施策展開が今度変わってきたら、市民の方々がうちもつけてくれるというかもわからん。私は今度の中電の買い取り、電気の価格が影響してくると思えます。これはいまからです。そのことを踏まえて、また今度は施策の展開があったら、今度は補正予算でまた検討していくと思えますので、決して、このことについての自然エネルギーを無視しているんじゃないということで御理解をしてもらいたいと思えます。

また、このいま調査を行いますけど、いろんな、太陽光だけじゃなしに、小水力もうちもあうよとかあわんとかいう話になると思えます。これはこれから政府が発表する買い取り電力価格とかに大きく影響するので、これは今からの話なので。国のほうもいま閣議決定しておりますけど、抽象的なことしか閣議決定しないんですよ。例えば、農耕地を電力に使ったらどうかとか具体的な話はないので、やっぱりその辺を見きわめないと補助金の話もございませぬ。予算もついてませぬ。だから、そ

ういうところをしっかりと見ながら市民に啓発をかけていきたいとかように思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 これからのことじゃけって言いますけども、もう7月には電気事業法が変わってから余剰電力を買いとっていかなきゃならないという法律ができますよね。その前に今までやっておるところでも売電できてるわけですから、そういう設備に対してこれからどんどん啓発していくことが大事じゃないかと思うんですよ。

それと、いまも言われましたように、自然エネルギーの活用って小水力とかソーラー、太陽光とかいろいろありますけども、やっぱり今回の質問の中でも自然エネルギーに対して皆さん相当関心を持たれた方が多くあったわけですよ。そういう中でやっぱり、前回は言いましたけど、安芸高田市には自然資源が相当あるわけです。それをうまく活用する方法を、さっきも言いました、よその交付金に全部頼るんでなくて、そういうものを活用したまちづくりを市長に考えてほしいと思うんですよ。さっきも言いましたように、エネルギーはよそから買って来た分じゃよそへお金を払わないけんのですよ。だからここで、小水力でも、これから法律が変わってってというのがいろいろありますけど、民間利用も考えることはできるわけですから、その辺を考えてやっぱり自然資源を利用したまちづくりってものをこれから考えてもらいたいと思うんですよ。それがこれからの住みよいまちづくりになるんじゃないかと思うんですよね。電気代が安くつく、ガスが安くつくというようなことによって市民の生活が楽になる。楽になれば住む人もふえてくるという回転のあれで、皆さんがそういうふうに住みよくなれば、税金も電気代も安く済む、生活が楽になると言えば、住む人もふえると思う。一番基礎の部分を、もう少し市長は検討していただきたいと思います。それについて市長の今後の考え方を言ってもらって、私の質問は終わらせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 考えてることは議員と全く一緒なんで、私はこのエネルギーについては大きな出来事があったと思うんですよ、今まで。原子力とか東北震災とか。このことによって、国の施策展開が大きく変わるだろうと思ってるんですよ。そのことを見極めた上で次の展開を図っていきたくて言ってるわけですよ。決して後ろ向きじゃないですよ。そのためには、安芸高田市のエネルギーが定性的じゃない、定量的にどのぐらいあるんじゃないかということをしっかり知っておきたいと。その分の、国の本来の方向によってはどの程度、どのエネルギーを生かしていけるかという判断材料にしたいんです。これは。そういうようなことに終始回答してるんです。全然前向きな回答をしておるつもりなんですけど、そこは意

見の違いがあるんですけど、同じことを考えてとるわけですよ。だけど、国も県も全然あてにならんということだったら、それは市として独自にやっていかないけんのなら、単市を突っ込んででもやっていきたいと思ってます。そのためには皆さんが納得できるような、市民が納得できるような施策の展開じゃないといけないので、そういうような気持ちでおりますので、エネルギー政策というのはこれから非常に大事な施策だと思ってます。議員さん、全く同じことをおっしゃってるんじゃないかと思うので、決して後ずさりはしてませんので、今回のエネルギーっていうものはしっかり前向きに考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、いろんなことがあるんですよ。例えば、エコ住宅とかいうことがございます。先ほど、議員さんの説明もございましたけど、各課の連携を密にしながら、エネルギー政策を考えていきたいと思っております。安芸高田市ができる政策を取らないと、この大きな電力、原子力というのをやめてくるわけですから、我々にはそういう対策をとる義務があるんじゃないかと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山本優君。

○山本議員 最後一言。市長いま、国がどうこうのしたらと、やってくることを待ってからすると言われましたけども、市長は常に斬新な新しい考え方で挑戦しとってじゃないですか。だったら、国から言うてくるまで待つんじゃないかと、どんどん前向きに進めていただきたいと、それを検討していただくようお願いしておきます。要望しておきます。これで私の一般質問を終了いたします。

○藤井議長 以上で、山本優君の質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、3月14日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 5時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員